

佐世保市児童虐待防止マニュアル 《関係機関用》

～地域みんなで子どもを守る!～



佐世保市

佐世保市子ども安心ネットワーク協議会

佐世保市子ども未来部子ども保健課
子ども子育て応援センター

佐世保市高砂町5番1号 中央保健福祉センター(すこやかプラザ)4階

電話 (0956) 24-1111

佐世保市子ども安心ネットワーク協議会が目指すもの

- ・ 育児不安、虐待、いじめ、不登校など子どもに関する諸問題についての専門知識の充実、対応技術の向上など各関係者のスキルアップ
- ・ 各関係機関相互の連携強化、より緊密なネットワーク確立
- ・ 子どもに関する諸問題への市民の理解、対応を促す意識啓発

これらにより、子どもや家庭を地域全体でサポートする環境をつくる



《連絡先について》

☆相談・通告先

佐世保市子ども子育て応援センター 佐世保市高砂町5番1号 佐世保市中央保健福祉センター (すこやかプラザ) 4階	電話 0956-24-1111 (月～金 8:30～17:15)
---	-------------------------------------

☆緊急性が高い場合の通告先

長崎県佐世保こども・女性・障害者 支援センター(児童相談所) 佐世保市万徳町10-3	電話 0956-24-5080 (月～日 9:00～17:45) ※虐待通告は24時間対応
--	---

☆今すぐ危険がある等、生命に危険がある場合

警察へ110番してください

はじめに

子育て家庭は核家族化や地域との関係の希薄化により、子どもや子育てに関する問題や、家庭や経済的な問題を抱えながら孤立しているケースも増えています。

そのような中、全国の児童虐待相談対応件数は増え続けており、佐世保市においても、相談件数が増加傾向にあり、深刻な児童虐待に至る可能性のある事案も発生しています。

平成 28 年 6 月に改正児童福祉法が公布され、児童福祉法第 1 条に「全て児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と児童福祉を保障するための原理が明確化されました。

児童虐待防止のためには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るとともに、市町村の体制強化が求められる等、社会情勢により児童虐待の防止に関する支援の強化、それにとまなう関係機関の連携がますます必要になっています。

このマニュアルは、平成 28 年に改正された児童福祉法及び児童虐待防止法を踏まえ改訂しました。児童虐待に携わる関係機関が、子どもやその家庭に対する情報と考え方を共有して、要保護児童等の支援、保護、相談援助等に活用していただくことを目的とし、佐世保市の児童虐待防止と再発防止の一助になればと考えております。

今後も、関係機関のネットワークと地域ぐるみの子育て支援によって、その問題に関心を持つ人を一人でも増やし、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待につながる要因をできるだけ軽減できることを願っています。

佐世保市

佐世保市子ども安心ネットワーク協議会

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満の児童（子ども）を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

「子どもの権利条約」

子どもの権利は大きく分けて 4 つ。子どもにとっていちばんいいことを実現しようと謳っています。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること



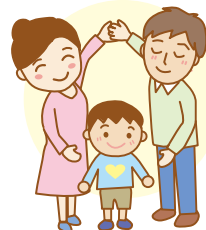
育つ権利

持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり活動することができること



佐世保市児童虐待防止マニュアル《関係機関用》

目 次

1. 児童虐待とは

- (1) 児童虐待の定義 1
- (2) しつけと虐待の違い 2
- (3) 児童虐待につながるおそれのある背景 3

2. 児童虐待の早期発見のポイント

- (1) 早期発見の重要性 4
- (2) 子どもの観察のポイント 4
- (3) 身体的虐待と不慮の事故による外傷とを見分けるための基礎知識 5

3. 児童虐待の発見から通告・支援

- (1) 通告の義務と個人情報保護 6
- (2) 発見から通告までの流れ図 7
- (3) 発見から通告までの流れの説明 8
- (4) 通告後の支援の流れ図 9
- (5) 通告後の支援の流れの説明 10

4. 児童虐待対応の実際

- (1) 子どもへの接し方 11
- (2) 保護者への対応・支援 13

5. 在宅支援とモニタリング（見守り）

- (1) モニタリング（見守り）のポイント 14
- (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、学校などによるモニタリング（見守り） 14
- (3) 関係機関との連携の推進と法的根拠 14

6. さまざまな家庭への支援

- (1) DV について 15
- (2) DV 被害の子どもを幼稚園・保育園・認定こども園・学校などで受け入れる場合の
注意点 16
- (3) 出産前後における支援 17

7. 関係機関とのネットワーク

- (1) 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会） 18
- (2) 要保護児童対策地域協議会（要対協）個別ケース検討会議 20
- (3) 各関係機関の役割 23

8. 虐待事例による虐待対応のポイント…………… 29

《資料編》

－アセスメント－

早期発見のための観察ポイント	
・乳幼児（幼稚園、保育所、認定こども園等）……………	33
・児童・生徒（学校）……………	35
・診療の場（医療機関）……………	37
・地域……………	39
横断的標準身長・体重曲線……………	41
一時保護決定に向けてのアセスメントシート等……………	43
在宅支援アセスメント・プランニングシート……………	45
ネグレクトの支援方法を考えるためのアセスメントシート……………	46

－様式－

通告書……………	47
虐待通告（相談）受付票……………	49
C・A確認調査票……………	50

－法律－

児童福祉法（抜粋）……………	51
児童虐待の防止等に関する法律……………	55
児童虐待から子どもを守るための民法……………	64

主な関係機関・相談機関一覧……………	65
--------------------	----

佐世保市子ども安心ネットワークの歩み……………	67
-------------------------	----

1 児童虐待とは

(1) 児童虐待の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という）第2条において、児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいいます。

身体的虐待

なぐる、ける、たたく、投げ落とす、たばこなどの火を押し付ける、首を絞める、熱湯をかける、逆さづりにする、戸外に締め出す、意図的に子どもを病気にさせるなど。

【第2条第1号】 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

性的行為の要求・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。

【第2条第2号】 児童にわいせつな行為をすること又はさせること。

ネグレクト（養育放棄・怠慢）

適切な食事を与えない、極端に不潔なままにする（環境・衣服）、病気になっても診察を受けさせない、乳幼児を家や車の中に置き去りにする、家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、重大な病気になっても病院に連れていかない、祖父母やきょうだい、保護者の恋人などの同居人が子どもへの暴行などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置するなど。

【第2条第3号】

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号にあげる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

言葉による脅かし・脅迫、子どもを無視し拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対して暴力（ドメスティックバイオレンス）が行われることなど。

【第2条第4号】

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力〔配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。〕その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) しつけと虐待の違い

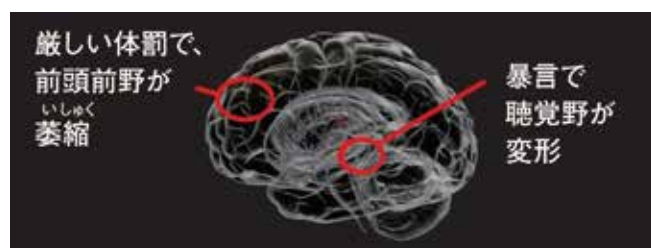
- 周囲が虐待を疑っても、親が「しつけでやっているのだ」と主張すると、それ以上口をはさみにくくなります。また、虐待している親はその行為を、虐待ではなく正当なしつけであると思い込んでいる場合も少なくありません。
 - しつけとは、「子どもの欲求や理解度に配慮しながら、基本的な生活習慣、生活していく力、他人への思いやりや社会のルール・マナー等を身につけることができるように、子どもに働きかけること」です。一方的に子どもに強制したり、子どもの人権を無視して、暴力等をもって従わせようとするものではありません。
 - たとえ愛情に根ざしたしつけのつもりであっても、子どもに著しい害を及ぼすものであれば、それは虐待です。大人は、子どもに対して絶対的に優位な立場にあります。だからこそ、虐待は子ども側の立場で理解し、子どもに対する影響の有無を最優先して判断すべきと言えます。
- **虐待であるかどうかの判断は、「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」で判断しましょう。**

「しつけ」を名目にした児童虐待が後をたたないことを受け、平成28年に改正された児童虐待防止法第14条において、「児童の親権を行う者は児童のしつけに際して、民法第820条の規定による監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」と明記されました。

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳の画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えられているかも知れないのです。

● 子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

脳の CT 画像の解説

- ・ 厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が 19.1% 減少 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・ 言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業
子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～より抜粋

(3) 児童虐待につながるおそれのある背景

児童虐待につながるおそれのある背景については、危機状況の家族や育児困難を感じている親子を見極めるための目安として重要ですが、これらの要因を多く持ち合わせているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。こうした要因は特別な家庭の問題ではありません。

「虐待はどの家庭にも起こり得る」と考え、児童虐待防止の取り組みを進めていく必要があります。

要因	内容
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、若年の妊娠） ●新生児期や乳幼児期に長期入院等で離れて暮らした経験があり、子どもとの愛着形成が十分でない。 ●マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況。 ●疾病や精神疾患、知的障がい、アルコール依存等で適切に養育できない。 ●子どもの発育・発達についての知識が乏しく、適切な養育ができない。 ●保護者自身が子どもの頃に虐待を受ける等、不安定な親子関係で育った体験がある ●きょうだい間の差別（特定の子どもにだけ拒否感を持つ）がある。 ●攻撃性や衝動性を抑制できない
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性疾患、障がい、未熟児等で保護者が子育ての負担感やストレスを感じやすい。 ●よく泣く、欲求が強い、よく動くなど、手がかかり、何らかの育てにくさを持っている子ども ●乳幼児期の子ども
家族関係	<ul style="list-style-type: none"> ●内縁者や同居人がいる家庭 ●未婚を含む単身家庭 ●子ども連れの再婚家庭 ●離婚、再婚、別居、夫婦不和、DV など不安定な状況にある家庭 ●転居を繰り返す家庭 ●親族や地域社会から孤立している家庭 ●失業、転職、借金などにより経済不安のある家庭 ●仕事上のストレスや人間関係がうまくいかない
社会	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを完璧に育てなければという親へのプレッシャー ●育児の負担が母親に偏っている ●近所付き合いが希薄

2 児童虐待の早期発見のポイント

(1) 早期発見の重要性

子どもの多くは、自分からは虐待を受けたことを話さないで、周囲の大人がそれに気づく意識や目を持つことが必要です。児童虐待は、その後の子どもの心身の成長、発達において大きな影響を及ぼすため、早期に発見、支援することが子どもの成長を大きく左右するほど重要なことです。

「虐待」をしてしまう親も、実は親自身が悩み、支援を必要としていることがあります。子どもだけでなく、親も支援するという視点に立ち、**児童虐待の相談、通告は、「子どもと家庭への支援の始まり」という思いをもつことが重要**です。

また、職務上、子どもに関わる立場にある人は、虐待の早期発見に努めなければならないとされています。(児童虐待防止法 第5条第1項)

児童虐待防止法

第5条 児童虐待の早期発見等

第1項 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあるものは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(2) 子どもの観察ポイント

児童虐待は、家庭の中で行われることがほとんどです。子どもが発するサインをいち早く見つけることが、子どもを虐待から守る第一歩です。

子どもに関わる中で虐待を疑ったら、まずその感覚を大事にし、子どもをより注意深く観察してみてください。資料編（P33～40）に「早期発見のための観察ポイント」を立場に分けて示しています。

乳幼児用「幼稚園・保育所・認定こども園」など	P33
児童、生徒用「学校」など	P35
診療の場「医療機関」	P37
「地域」	P39

(3) 身体的虐待と不慮の事故による外傷とを見分けるための基礎知識

①不自然な傷・あざ

基本的には、不慮の事故による外傷は、骨ばっているところに生じやすく、児童虐待が疑われる外傷は、普段の行動ではケガをするような部位ではないところにある傷・あざや、火傷といったものです。

◎外傷の部位

不慮の事故による外傷	骨ばっているところ（額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所）に生じやすい
虐待による外傷	臀部・大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や脇の下などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こりやすい

◎時間の経過に伴う挫傷の色調の変化

傷ができた時期の説明が、打撲傷の色と大きく違うときには虐待を疑う必要がある。時間がたってしまうと傷痕が消えてしまうため、できるだけ早く発見し子どもと保護者に傷などの原因について質問することが大切です。

時間経過	アザの色の変化
傷ができた直後の内出血	赤みがかかった青色
1日～5日後	黒っぽい青から紫色
5日～7日後	緑色
7日～10日後	緑がかかった黄色
10日以上	黄色っぽい茶色
2週間～4週間	消退

②特徴のある外傷所見

時間経過	アザの色の変化
平手打ちによる皮下出血	平手打ちされた部分のうち指と指の間に線条痕が残る。手の大きさにもよるが線条痕間の距離はだいたい2cmくらい。
たばこ熱傷の跡	直径が8mmで境界鮮明な円形で中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合は、たばこを押し付けられた火傷の可能性が高い
水平線サイン	熱した液体（沸騰している風呂等）に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆している等の場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる

出典：養護教諭のための児童虐待対応の手引 平成19年10月文部科学省

③不自然な説明

- ・子どもと保護者の受傷原因の説明が異なる。
- ・保護者の外傷理由の説明が外傷所見と明らかに矛盾している。
- ・保護者の説明が二転三転する、傷などの説明に困っている、はっきり答えない。
- ・子どもが答えることを渋ったり、ごまかしていると感じられる。（親をかばっていたり、口止めされている可能性がある）

3 児童虐待の発見から通告・支援

(1) 通告の義務と個人情報保護

児童虐待の通告義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはあたりません。

すべての国民に対し、虐待を受けたと思われるまたは、児童虐待を発見した者は、速やかに、これを市町村、または児童相談所に通告することが義務づけられています。

(児童福祉法第25条第1項、児童虐待防止法第6条第1項)

通告元の秘密を守ることにより、躊躇することなく虐待の通告が行えるようにとの趣旨から、秘密漏えい防止の規定があります。

(児童虐待防止法7条)

児童福祉法

第25条第1項 要保護児童の発見者の通告義務

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(以下省略)

児童虐待防止法

第6条 児童虐待に係る通告

- 1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前号の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法の秘密漏示罪をの規定その他の秘密義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待防止法

第7条 児童虐待にかかる通告

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知りえた事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(2) 発見から通告までの流れ図

(幼稚園、保育所、認定こども園、学校などの関係機関)

虐待かも？ 日頃の子どもの様子について把握

① 組織内への相談・報告
(管理職等)



組織内で会議・協議

② 情報収集、問題の分析

P33～40 ページの早期発見のための観察ポイント
P45、46 アセスメントシート を参照

- 具体的な内容、写真、日時
- 子どもの心、体、行動面の状況
- 登園、登校状況
- 保護者の状況

③ 虐待(疑い)の判断と相談・通告の検討

- 組織内チームとしての役割分担、支援内容の決定
- 子どもへの聞き取りや見守り、支援は誰がするか
 - 保護者への対応、支援は誰がするか
 - 関係機関との連携調整は誰がするか

④相談 ⑤通告

(緊急性の高い時)

佐世保こども・女性・障害者
支援センター(児童相談所)
電話：0956-24-5080

緊急性が
高い
←
送致

④相談 ⑤通告

子ども子育て応援センター
電話：0956-25-9705

※一時保護などが必要と考えられる場合は、午前中などできるだけ早い時間に通告するようにお願いします。

判断に迷うときには相談を！

通告後、虐待かそうでないかは、通告を受けた機関が調査を行います。

仮に調査の結果、虐待の事実がなくても通告が法の趣旨に基づくものであれば、通告者が法の責任に問われることはありません。通告者のプライバシーも守られます。

(3) 発見から通告までの流れ (P7) の説明

虐待の疑いを感じた時には、ひとりで抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に早急に管理職等に報告、相談し、組織内で判断し、組織的な対応をすることが重要です。

① 一人で抱え込まず相談・報告する

児童虐待を発見したり、疑ったりしたら、職場の同僚や管理職等に必ず相談、報告します。児童虐待を一人で解決することは困難です。そのためにも、組織内で虐待発見時の対応のルールを決めておくことが必要です。

また、子ども子育て応援センターは、守秘義務の共有できる機関です。児童虐待だけでなく、子どもに関するあらゆる相談に応じている専門機関なので、日頃から気になっている子どもや家庭があれば相談しましょう。

② 情報の収集、記録、問題の分析を行う

日頃の子どもの心、体の状態、保護者の様子等について、早期発見のための観察ポイント等も活用しながら情報を収集整理、記録します。

③ 虐待(疑い)の判断と相談・通告の検討を行う。組織内チームとしての役割分担や支援内容を決定する

組織内で共通理解を図り、問題を分析し、虐待(疑い)の判断と通告の検討等、組織としての対応について協議します。また、子どもへの対応、保護者への対応、関係機関との連携など役割分担を行い、支援の内容について決定します。

④ 担当課や専門部署への相談

組織内で迷った時には、担当課(学校教育課など)や子ども子育て応援センターにまず連絡し一緒に考えます。また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の開催も検討します。

⑤ 通告

- ・児童虐待の発見、また疑われる場合は、子ども子育て応援センターまたは佐世保子ども・女性・障害者支援センター(児童相談所)に通告してください。
- ・通告は、電話、面談等による口頭、あるいは、文書(P47 通告書)により受理します。

【通告時に伝える内容】P47 通告書を参照ください

- ・虐待の具体的な内容と事実経過、虐待と考えられる理由など
- ・虐待を受けている子ども、保護者からの具体的な言動、保護者と通告者との関係
- ・保護者、家族、親族の情報

※通告後の対応について、通告した機関と受理機関とで話し合い、子どもの安全確認や保護者からの聞き取り等について当面の対応と役割分担を具体的に決めます。

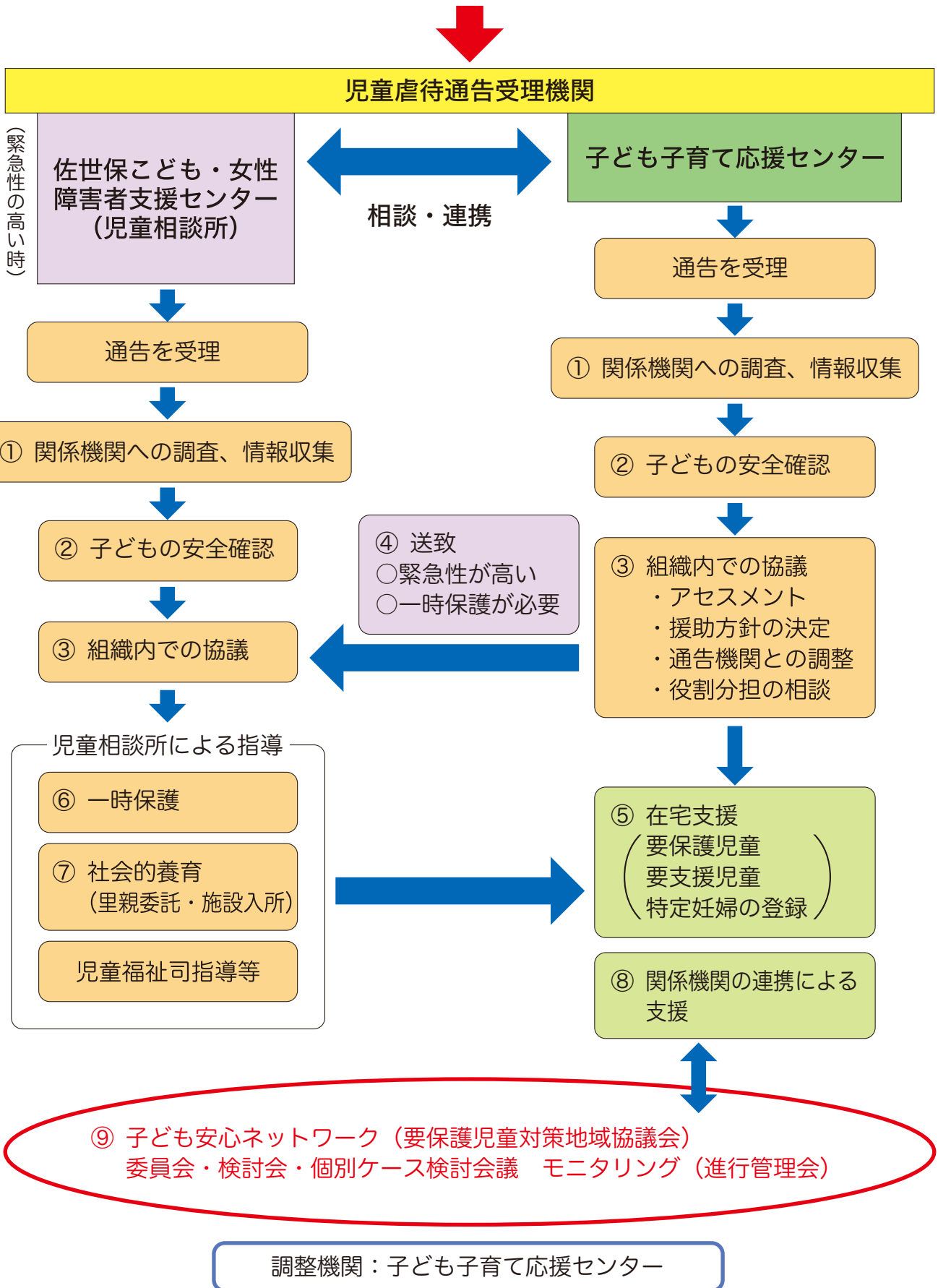
【通告について】(P43、P44の一時保護決定に向けてのアセスメントシートを参照ください)

次のような場合は子どもを保護する等の緊急な対応が必要です。子どもや家族が差し迫った状況で保護を求めている、性的虐待が強く疑われる、身体的外傷、出血、骨折、極端な栄養失調や慢性の脱水症状がある等生命に危険がある、子どもが家出や徘徊を繰り返している場合など重大な結果を招く可能性が高い場合は、直ちに「佐世保子ども・女性・障害者支援センター(児童相談所)」へ通告をしてください。

今すぐ危険である場合は、先に警察(110番)か救急(119番)に通報してください。

(4) 通告後の支援の流れ図

一般市民・関係機関（幼稚園・保育所・認定こども園・学校など）からの相談・通告



(5) 通告後の支援の流れ (P9) の説明

① 関係機関への調査・情報収集

通告を受けた子ども子育て応援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）は、通告を受理し、速やかに関係機関の協力を得て、情報収集・調査を行います。

関係機関から情報収集・調査を行う場合は、虐待の状況、医療機関の受診の有無、受診先の医療機関名、過去のけが、過去の受診歴、身長、体重、体型、障害の有無、情緒的な問題、身体や衣服の汚れ、登園（登校）状況、親子関係、保護者の障害の有無などについて聞き取りを行います。

② 子どもの安全確認

子どもの安全確認は、子どもを直接目視することを基本としますが、子どもの所属機関の職員による確認等、関係機関によって安全確認を行うこともあります。通告のあった事例について、24時間以内に安全確認を行うように努めています。

③ 組織内で協議

子どもの安全確認や調査・情報収集の結果に基づき、虐待であると判断された場合、「P41、P42 一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を参考に援助方針を決定します。

④ 送致

緊急度、重症度が高い場合は、子ども子育て応援センターから佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に相談、協議し、市で対応することが困難な場合は、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に送致し、同センターが主担当機関になります。

⑤ 在宅支援（要保護児童、要支援児童、特定妊婦の登録）

佐世保市要保護児童対策地域協議会のケースとして要支援児童、要保護児童、特定妊婦として登録し、在宅支援を行います。

⑥ 一時保護（児童福祉法第33条第1項）

家庭から一時的に子どもを分離して保護する「一時保護」は佐世保こども・女性・障害者支援センターが判断し、子どもを一時的に預かるものです。原則として保護者の同意を得ますが、子どもの生命の危機や強い恐怖心がある場合などは、保護者の同意がなくても、佐世保こども・女性・障害者支援センターの判断で一時保護を行う場合があります。

⑦ 社会的養育（里親委託・施設入所）（児童福祉法第27条第1項第3号）

施設入所、里親委託が必要と判断されると子どもと保護者に対してその必要性和目的を説明し同意を得ます。保護者の同意が得られない場合は、同法28条第1項第1号により、家庭裁判所の承認を得て施設入所の措置を行います。

⑧ 関係機関の連携による支援

相談、通告を受理したケースが在宅で生活している場合は、関係機関と連携して在宅での支援やモニタリングを定期的に行います。

⑨ 子ども安心ネットワーク（佐世保市要保護児童対策地域協議会）

子ども安心ネットワークでは、児童虐待通告等で受理されたケースについて重症度や援助方針の見直し等についての協議を行い、佐世保市要保護児童対策地域協議会（要対協）に登録しているケースの進行管理を行います。

4 児童虐待対応の実際

(1) 子どもへの接し方

《子どもから聞き取る際の注意点》

- 聴き取る前には、聴き取るポイントについて、関係者で十分に検討しておきます。
- 子どもが安心して話せるよう、静かで落ち着いた場所で行います。
- 質問ばかりになってしまわないように十分に気を付け、無理をさせないようにします。

《子どもとの会話》

●「よく話してくれたね。ありがとう。苦しかったね。」

子どもは親が一番だと思っているので、虐待を受けていてもなかなか親から虐待を受けたとは言いません。たとえほんの一言でも子どもがその悩みを告白しているときは、かなり勇気を振り絞っていると思われれます。まずは、しっかりと受け止めてあげることが大切です。最初のことばの受け止め方で、子どもが心を閉ざすこともあるのです。

●「あなたは悪くないんだよ。」

子どもは保護者をかばったり、自分が悪いと思っていることが多いので注意が必要です。ただし、子どもの前で保護者を批判してはいけません。子どもにとってはたとえ虐待する親でも、大切な存在です。

●「今まで大変だったね。気づかなくてごめんね。」

虐待の話をしてもいいという安心感を与え、子どもの気持ちに共感します。

●「わからない」という答えを尊重する。「思い出したらまた話してくれたらいいからね。」

打ち明けた子どもの方も実は迷いながら話をしているかもしれません。安心感を与える聴き方により少しずつ聞いていく必要があります。

●「困ったときは何でも言っていんだよ。」

子どもから SOS を出せるように、普段から関係づくりに努めます。『困った時は助けを求めてよい』を繰り返し伝えます。そして子どもが助けを求めた時には責任をもってしっかり対応します。

●「約束できないときは「できない」と言う必要がある

「誰にもいわないで」と言われた時には、できない場合もあることを説明する必要があります。「必要な時は、あなたを守ってくれる人に相談することがある」ことをきちんと伝えます。安易に「できない約束」をすることは結果的に、子どもは裏切られたと思ってしまいます。関わる大人は子どもが「必ずわかってくれるはず」と子どもを信頼して「約束することはできない」と言っていくことが必要です。

子どもに話す時に気をつけたい言葉

●「考えすぎじゃないの」「まさか」「あなたも悪かったんじゃないの」

虐待の事実を信じてもらえないと感じ、子どもはさらに傷つくこととなります。

【性的虐待対応の留意点】

- 子どもへの確認は「何があったの?」「誰からされたの?」についてのみ尋ね、必要以上に聴かないようにします。
- 保護者への確認は行わず、速やかに佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に通告します。

《記録の書き方》

- 子どもが話したそのままの言葉を記録します。
- けが等を発見した場合は、養護教諭や看護師による記録や、人権に配慮しつつ可能な限り写真撮影（ものさしなど目安になるものを一緒に撮り、大きさが確認できることが望ましい）や、大きさ、色等の状態について記録します。

(2) 保護者への対応・支援

① 虐待している親の気持ちの理解

子どもの安全を最優先に考えることが原則ですが、親に対しては責めるだけでは解決につながりません。

「虐待」をしている親たちは、実は親自身が悩み、支援を必要としていることがあります。最初から否定的な見方をしてしまうと親との関係がうまくいかなくなり、問題の解決が困難になります。子どもだけでなく、「虐待」する親も支援するという視点に立ち、親子の関係修復のための援助を行うことが大切です。

- 親の側にもそれなりにどうにもならない事情があったと考え、その要因の解決を援助することで、再発を防ぎます。
- 子どもについての悩み、気がかりなことを聞いて、一緒に考え、養育の不安を受け止めその負担を軽減できるよう、支持的・共感的に接するように心がけます。

② 保護者への具体的対応

● チームで対応する

組織内でいつ・だれが・どのように聞くか決めます。支援者自身が孤立しないように心がけます。

● 保護者に子どものケガや心配なことについて確認する

日頃から、子どもの様子や体調、ケガ、その対処方法について保護者と確認しあう関係を築いておくことで、不審な傷などがあった場合にもスムーズに「どうしましたか？」と率直に質問できます。保護者からケガ等の原因を聞くことや、通告義務があることを伝えておく等一貫した対応をすることで、『以前にも話していた通り』『通告すると伝えてあった』と保護者に説明することができます。

● 保護者への通告義務の説明

幼稚園、保育所、認定こども園、学校等からの通告にもとづいて、子ども子育て応援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が介入した場合、保護者から「なぜ無断で連絡したのか」等の質問や苦情がでることが考えられます。保護者には、（虐待であるかどうかに関わらず）子どもに傷やあざがあった場合には、保育園等としては、法律に基づいて通告しなければならないことを丁寧に伝えます。

● 保護者の養育の心配な点等について話し合う

保護者の養育について困っていることなどの相談にのり、子育ての大変さや子ども自身の課題があつての育てにくさ、保護者が頑張っていることなどに理解を示し、虐待にならない子育ての方法と一緒に考えたいという気持ちや保護者の子育てを応援している気持ちを伝えます。

5 在宅支援とモニタリング（見守り）

モニタリング（見守り）とは、子どもが所属している機関や地域が日常での在宅支援を行う中で、虐待の状況に変化がないかを確認していくことを言います。

（1）モニタリング（見守り）のポイント

子どもや家族の疾病、障害、経済的問題等、虐待の要因となる家族の問題への幅広い支援が必要です。関係機関が予測される状況や役割分担の確認、情報交換を行いながら支援していくことが大切です。P33からの早期発見のための観察ポイントを参照

また、要保護児童対策地域協議会（要対協）個別ケース検討会議の実施について検討します。

（2）幼稚園、保育所、認定こども園、学校などによるモニタリング（見守り）

子どもが所属する各機関は、毎日、子どもと接する立場にあり、子どもとその家族の見守りをする中心的な機関となります。緊急対応が必要な場合は、子ども子育て応援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に連絡してください。

また、これらの機関は、子どもが安心して社会とつながることができる場所であり、保護者が一番身近に相談できる存在であるなど、虐待の防止や予防においても大切な役割を担っています。また、民生委員児童委員・主任児童委員、病院（かかりつけ医）、乳幼児健診の場、地域の子育て支援の施設等の機関の協力が必要です。

（3）関係機関との連携の推進と法的根拠

平成 28 年 6 月 3 日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下改正法）が公布され、改正法により新設された児童福祉法第 21 条の 10 の 5 の規定が 10 月 1 日に施行されました。これにより、同法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等と思われる者を把握した場合には、保健・医療・福祉・教育の連携の一層の推進を図るよう明記されました。

児童福祉法 第 21 条の 10 の 5（要支援児童等の情報提供）

①病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員、その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。

②刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待防止法 第 13 条の 4（資料又は情報の提供）

地方公共団体の機関及び、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員、その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料または、情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

6 さまざまな家庭への支援

(1) DVについて

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、配偶者やパートナー等の親しい関係の人から加えられる暴力をいいます。身体的暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力等、あらゆる形の暴力が含まれます。DVは、被害者の尊厳が踏みにじられるとともに、外からは発見しにくいという深刻な人権侵害であり社会問題です。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。

（平成16年、19年、25年に改正）

（暴力の形態）

身体的暴力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、蹴る ・ 物を投げる ・ 髪を引っ張る 	精神的暴力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無視する、ののしる、脅す ・ 発言させない ・ 支配、独占 	性的暴力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性行為の強要 ・ 避妊に協力しない
経済的暴力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活費を渡さない ・ 外で働くことを禁じる 	子どもを利用した暴力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに悪口を吹き込む ・ 子どもを取り上げると脅す 	社会的暴力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 友人等との付き合いを制限する ・ 行動を監視する

●DVと児童虐待

平成16年の児童虐待防止法の改正において、子どもの目の前で行われるDVは児童への心理的虐待であると規定されています。

DV家庭で育った子どもは、緊張、不安や恐怖など、常にストレス状態の中で生活を強いられることにより、心理的被害を受けている状態にあり、様々な心身の症状が表れることがあります。

また、子ども自身がDVの巻き添えになったり、追いつめられた母親から子どもへの虐待がおきてしまうこともあります。子ども自身が、自分の気持ちの表現や問題解決の手段として暴力を使うことを学習してしまうこともあります。

相談先	電話番号	時間等
佐世保市子ども子育て応援センター	(0956) 25-9705	平日 8:30 ~ 17:15
配偶者暴力相談支援センター (佐世保こども・女性・障害者支援センター)	(0956) 24-5125	平日 9:00 ~ 17:45
警察	110番	24時間 365日
佐世保市人権男女共同参画課	(0956) 24-1111	平日 8:30 ~ 17:15

(2) DV 被害の子どもを幼稚園・保育園・認定こども園・学校などで受け入れる場合の注意点

① 保護者（DV 被害者）と確認をしておくこと

- ・他の子ども、保護者への紹介の方法（名前や住所など）
- ・登下校（登降園）のさせ方
- ・名簿や連絡網などの記載や写真の取り扱い
- ・行事などで外部の人が来校（来園）する場合の対応

② 保護者（DV 被害者）への対応方法

- ・管理職、主任、担任、養護教諭など全職員の中から、保護者に対応する職員を選びサポート体制を決定する
- ・被害者によっては、男性であると恐怖を感じることもあるため、最初に確認をする
- ・不特定多数の人が出入りする場所ではなく、個室で対応する
- ・被害の内容について、興味本位で聞かない
- ・子どもの安全確保を最優先し、安心して学校（園）生活が送れるよう支援することを伝え、保護者との信頼関係を築く

③ 子どもへの対応方法

- ・ストレスによる身体症状（頭痛、嘔吐、過呼吸、チック、脱毛など）、対人恐怖等がある場合には、職員間で対応・支援策を協議する
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等に相談する

④ 日頃から配慮しておくこと

- ・同じ学校（園）の子どもから、被害の子ども情報が漏れることも想定されるため、知らない人から友達のことを尋ねられてもわかりませんと答えるような指導を行う
- ・下足箱、教室、保育室、廊下などに子どもの存在を見つけ出すきっかけがないか点検を行う
- ・追跡してきた父親等による暴言・威嚇など緊急事態に備えて、警察に相談をしておく
- ・外部から問い合わせがあった場合、「プライバシーに関するお尋ねは回答しないことになっている」旨を伝え、親族、知人、男女を問わず連絡先を教えない
- ・外部の行政機関や関係機関と対応する場合は、窓口となる職員を決めておく

⑤ 父親などの親族が校（園）舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・プライバシーに関するお尋ねには対応できない旨を伝え、丁寧に対応し、退去を求める
- ・暴言、威嚇など職員では対応できない場合は、他の教職員へ緊急連絡、当該児童の安全確保、警察への110番通報を行う
- ・保護者や教育委員会、関係機関へ連絡する
- ・きょうだいが通う幼稚園、保育園、認定こども園、学校などに連絡する

(3) 出産前後における支援

① 出産前後からの切れ目ない支援

乳幼児への虐待を未然に防ぐためには、子育てに関する不安感や、不安定な養育環境を早期に発見し出産前から継続的に支援することが大切です。

児童福祉法第6条の3第5項では、出産後の養育について出産前において支援をすることが特に必要と認められる妊婦を「特定妊婦」として規定されました。

特定妊婦は、子ども保健課保健師を中心に要保護児童対策地域協議会を通して、関係機関と情報を共有、見守りを行うことで産前、産後の切れ目ない支援を行います。

② 妊娠期から乳幼児期の支援制度

●ままんちさせぼ（子育て世代地域包括支援センター）

妊娠・産前産後・乳幼児期の子育てでは不安や悩みが多い時期です。

母子保健コーディネーターとママサポーターが、電話相談や家庭訪問を行い、産前産後の子育て支援を行います。

●産後ケア事業

退院直後の母子に対して、乳房ケアや沐浴など専門的な支援を市内の産婦人科医療機関や開業助産師などがサポートします。

訪問ケア、デイケア（3時間コース、7時間コース）、ショートステイがあります。

対象：出産退院後～2か月以内の佐世保市民

●妊娠・産前産後の相談窓口 ままんちさせぼ

専用ダイヤル 0956-25-9778

相談時間 8:30～17:15（休：土日祝、年末年始）

佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ4階

子ども保健課内

●子育て支援センターの巡回相談

定期的に子ども保健課保健師が市内の子育て支援センターを巡回しています。

相談日、場所は市役所ホームページでご確認ください。

対象：妊婦、乳幼児とその保護者

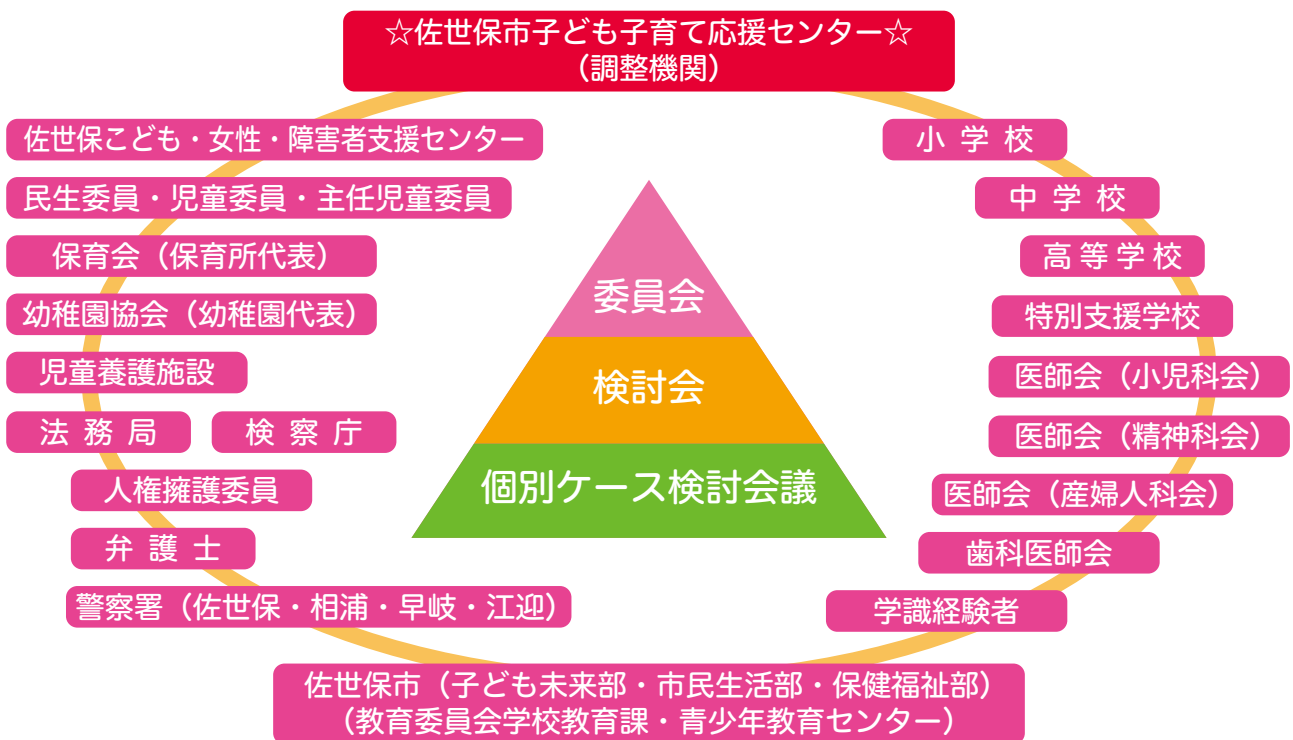
7 関係機関とのネットワーク

(1) 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）

佐世保市では、子どもの諸問題に対する取り組みのため、教育分野で「佐世保市相談機関連絡協議会」を立ち上げ、関係機関の情報交換とネットワークを図ってきました。平成12年に児童虐待防止法が施行されたことを契機に、この連絡協議会を、「佐世保市こども安心ネットワーク」として発展させ、児童虐待の早期発見、早期対応のために関係機関の連携強化に努めてきました。

また、このネットワークを、平成16年の児童福祉法の改正によって同法25条の2第1項で定められる「要保護児童対策地域協議会」として位置づけました。

ネットワークが有効に機能することにより、関係機関同士が積極的に情報提供、共有、共通理解を持ち、要保護児童、要支援児童、特定妊婦および家族についてのよりよい支援を行うこと、また、佐世保市全体の問題としてネットワークによる支援を図っていく事が重要です。

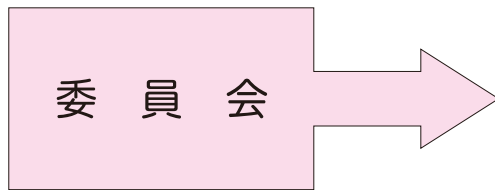


協議会の構成機関は、要保護児童、要支援児童等、及びそのご家庭に関する情報を共有し、適切な支援が実施されるよう協力します。

児童福祉法 第25条の2（要保護児童対策地域協議会）

- ①地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。
- ②協議会は要保護児童の適切な保護又は要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦に関する情報その他、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

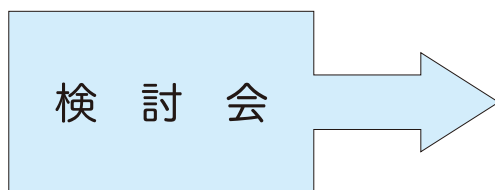
協議会の構成機関は、以下の3つの会議で構成されています。



【代表者会議】

児童虐待・いじめ・不登校・非行など、子どもの諸問題について情報交換を行い、あるいは、検討会からの報告を基に、関係機関が協力しやすい体制等システム全体の検討を行う。

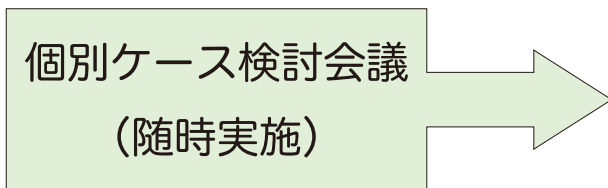
※市民への意識啓発、地域での支援体制の整備なども積極的に検討する。



【実務者会議】

個別の困難事例について、対応策の検討を行い、関係機関の相互認識を高め、対応技術の向上・地域でのサポート等を図る。

また、定期的に要保護児童の進行管理会議を実施する。



【担当者会議】

個々のケースについて、直接関わりのある関係機関の担当者同士が、具体的な援助の方法を検討し、各関係者の役割を明確にしつつ連携を行い、具体的な援助につなげる。

※専門的な意見が必要な場合は構成機関以外の関係者の出席を求めることができます。

この協議会における個人情報等の取り扱いについては以下の通り、児童福祉法によって定められています。

- 協議会は情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。(児童福祉法第25条の3)
- 協議会を構成する関係機関等の職員等は正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(児童福祉法第25条の5)

(2) 要保護児童対策地域協議会（要対協）個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、児童福祉法 25 条の 2 の第 1 項に基づき設置される会議で、ケースに関わっている関係機関が、ケースの情報を共有し、課題の整理と解決に向けた支援内容を検討するための会議です。援助方針を決定する必要がある時期や、家族の状況が大きく変わった時、ケースによっては定期的開催される場合もあります。

① 要保護児童対策地域協議会の支援対象

- 要保護児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項）保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

具体例

- ・ 保護者が虐待している児童
- ・ 保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童
- ・ 保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童
- ・ 知的障がい又は肢体不自由等の児童で保護者もとにあっては、十分な監護が行われなため、専門の児童福祉施設に入所して保護・訓練・治療したほうがよいと認められる児童
- ・ 不良行為（犯罪行為含む）をなし、又はなす恐れのある児童
- ・ 孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童等

- 要支援児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項）保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

具体例

- ・ 出産後、間もない時期（おおむね 1 年程度）に育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対し強い不安や孤立感を抱える保護者とその児童
- ・ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者とその児童
- ・ 乳幼児健康診査未受診の家庭で、その後の受診勧奨にも合理的理由なく受診せず、今後の支援を必要と判断される保護者とその児童
- ・ 児童養護施設等の退所又は里親委託終了により、家庭復帰した後の保護者とその児童

- 特定妊婦（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項）出産後の養育について出産前から特に支援が必要と認められる妊婦

具体例

- ・ 要保護児童や支援を養育しているなど、すでに養育の問題がある妊婦
- ・ 未婚又はひとり親で親族など身近な支援者がいない妊婦
- ・ 妊娠の自覚がない、知識がない妊婦や出産の準備をしていない妊婦
- ・ 望まない妊娠をした妊婦、若年妊婦
- ・ 精神障がい、知的障がいのある妊婦、アルコールや薬物依存のある妊婦
- ・ 経済的に困窮している妊婦
- ・ 妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、婦診健康診査未受診又は受診回数の少ない妊婦

② 要保護児童対策地域協議会（要対協）を開くタイミング

- ・複数の関係機関による支援が必要と思われる時
- ・情報整理など同じ方向性で支援する必要がある時
- ・対応に困難が生じている時
- ・家族や児童の状況が大きく変化した時
- ・進学、就園で所属先が変わり引き継ぎと共に新たな支援体制を構築する時
- ・転居による所属機関の変更（転園、転校）の場合
- ・通告等の新規のケースで複数の機関による情報交換や支援体制の確立が必要な時
- ・児童養護施設等から退所して家庭に戻る時
- ・地域での見守り支援が必要な時

③ 個別ケース検討会議の検討内容

- 緊急的な状況になった場合に、素早く対応できるように見守る体制を維持しておく。
- どのようなことが起こったらどこに連絡するのかを決めておく。
- 起こったこと、気づいたことを記録し、組織の中で情報を共有しておく。
- 状況が変わったときは、主担当機関に情報を集約する。
- 定期的にアセスメントし支援の検討をする時期を決めておく。
- きょうだいの状況も注意深く見守る。

④ 会議の開き方

〈会議の要請〉

- ケースに関わっている機関が、必要性を感じた時、要保護児童対策地域協議会の『調整機関（子ども子育て応援センター）』に会議の開催の依頼を行います。
- 調整機関は、会議依頼を受け、日程調整及び関係機関への会議出席の依頼を行います。

〈会議の進め方〉

- 司会を調整機関で行い、必要に応じ自己紹介を行います。
- 会議要請の機関の担当者が、ケースの概要を説明し、目的を確認します。事例紹介の際は、事例となったきっかけ、事例概要、これまでの経過、会議で検討してほしい事などを中心に約10分程度で簡潔に述べます。
- 各関係機関で、子どもや家庭の状況を報告し情報共有や虐待の重症度、緊急度等のアセスメントを行い、在宅支援の具体的な方法、緊急時の対応等、支援計画を決定します。
- 各関係機関の役割分担を確認し、ケースの進行管理をする主担当機関、情報の集約機関の確認を行います。
- その方法をどの時期までに行えるかを併せて確認し、次回の会議の時期について検討します。（会議は、おおむね1時間～1時間半で終了します。）
- 会議内容は必ず記録に残します。

⑤ 法的根拠

● 要保護児童対策地域協議会の設置

児童福祉法 第25条の2 (要保護児童対策地域協議会)

- ① 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会をおくよう努めなければならない。
- ② 協議会は要保護児童の適切な保護又は要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦に関する情報その他、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

● 情報の開示

児童福祉法 第25条の3 情報の開示

協議会情報は交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

● 守秘義務について

児童福祉法 第25条の5 守秘義務

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

児童福祉法 第61条の3 守秘義務違反の罰則

(前文略) 違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 各関係機関の役割

各関係機関が専門の知識を生かして連携を図ることが児童虐待防止の重要なポイントです。

■佐世保市子ども子育て応援センター（子どもの総合相談窓口）の役割

子ども子育て応援センターは、市町村における児童家庭相談業務を行っています。概ね18歳までの子どもや保護者・関係機関などの「子どもに関する総合相談窓口」です。また、「要保護児童対策地域協議会」の事務局、調整機関となっています。

めざすもの 子育てに関する総合相談窓口として、育児相談、いじめ、不登校、児童虐待、家庭の問題等、子育てについての様々な悩みを持つ保護者への相談にのり、地域や関係機関と協力しながら、児童の健全な成長をサポートしていくことを目指しています。

スタッフ

- ◇保健師、児童家庭相談員：児童、家庭全般の相談
- ◇心理相談員：児童、保護者の心理面に関する相談
- ◇教育相談員：不登校、いじめ等の教育に関する相談
- ◇家庭相談員：DV、離婚、家庭問題等の相談
- ◇母子父子生活支援員：ひとり親家庭の生活全般の相談
- ◇母子父子自立支援員：ひとり親家庭の自立の相談、福祉資金、就労支援

相談内容

- ◆育児不安や子どもとの関わり方、子どもの発達、子どもの心、性格行動に関すること等

◆児童虐待に関する相談、通告

- ・学校を長期欠席しているが親と連絡が取れない。
- ・親が生活や精神的に不安定で子どもの世話ができない。
- ・よく泣き声が聞こえ、叩かれているようだ。
- ・入浴をしておらず衣類も汚れている。
- ・子どもが家に帰りたくないと言っている。

◆DVの相談窓口

◆ひとり親家庭支援の相談窓口

◆子育て短期支援事業窓口

■佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）の役割

佐世保こども・女性・障害者支援センターは、18歳未満の子どもや家庭に関するあらゆる問題について相談に応じる児童福祉行政の第一線機関です。

児童福祉司や児童心理司、児童指導員、小児・精神科医等がチームになって、相談に対応しています。

特に、児童虐待の対応については、市とともに児童虐待の通告の受理機関であるとともに、より重篤なケースにも対応するために、立ち入り調査や一時保護、在宅指導や施設入所の措置等、法的対応を含めた専門的支援を行うことができます。

こども・女性・障害者支援センターでは、次のような援助（措置・支援）を行います。

- ◆来所による児童福祉司の助言・指導、社会診断。児童心理司による心理診断や精神科医による医学診断、カウンセリングや心理療法、家族療法。
- ◆児童福祉司や福祉事務所・児童委員の家庭訪問等による在宅指導。
- ◆医療・療育等を要する場合の関係他機関への紹介・斡旋。
- ◆一時保護による保護や治療・指導。
- ◆児童福祉施設への入所や里親への委託。
- ◆関係機関と連携し、地域での支援・見守り体制をコーディネート。

(受け付ける相談の種類)

相談種類	内 容
養護相談	様々な事情で子どもを育てられない等の相談 児童虐待についての相談
保健相談	未熟児や病弱児といった健康・保健に関する相談 子どもの精神疾患に関する相談
障害相談	心身の障害や発達の違いについての相談
非行相談	窃盗、万引き等の触法行為や家出、性的逸脱等の問題行動について
育成相談	不登校や家庭内暴力といった性格行動上の問題、学業不振、しつけ

■民生委員児童委員・主任児童委員の役割

日頃から子育てに関する相談に応じつつ、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら、子育て中の保護者へ地域活動への参加を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら保護者を支援することによって、虐待の発生を予防します。虐待を発見した場合は、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や子ども子育て応援センターへ速やかに通告し、早期発見に努めます。

また、民生委員児童委員を兼務する主任児童委員は、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や子ども子育て応援センター、学校等の地域の児童福祉施設に関する機関等と連携を図り、区域担当の児童委員との連絡調整に努め活動をサポートします。

要保護児童対策地域協議会（佐世保市子ども安心ネットワーク協議会）の趣旨を理解し、個別ケース検討会議への参加等、他の関係機関と協力して「見守り」等その家庭の支援を行います。

■幼稚園・保育所・認定こども園・学校等の役割 （児童福祉施設・学童保育等も含む）

子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、学び、遊び、生活する場である幼稚園・保育所・認定こども園・学校等は、虐待を発見しやすい場とも言えます。

保育士や教師など児童の福祉に職務上関係のある者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。また「虐待かもしれないが迷っている。話を聞いて欲しい。」という疑いの段階でも、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や子ども子育て応援センターへ早めに知らせましょう。

通告するにあたっては、虐待に関する事実関係を出来るだけ細かく記録に残し、けがなどについては、写真を撮っておくことが重要になります。佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や子ども子育て応援センター等が訪問をして、調査することがありますので、適切な情報提供が的確な介入につながります。

虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどありません。外傷等明らかな場合を除けば、保育士や教師によって、子どもの雰囲気や様子から虐待が発見されることが多いようです。

保護者との関係悪化を恐れて、専門機関への通告や相談が遅れ、重篤になるケースもあります。ぜひ「子どもを守る」という強い意志のもと、日々子どもと接し保護者との信頼関係を築いておくことが大切です。

また、虐待等を受けた子どもや保護者へ寄り添い、継続した支援も大きな役割です。家族の背景等の情報を共有してチームとして対応する体制を整えましょう。

次の世代への虐待の連鎖を防ぐため、命の大切さ等の人権教育、「あなたが一番大切な存在である」という子どもの権利を守る指導等、大きな役割があります。

※子どもにけがや傷がある場合は、通告を受けた側が 24 時間以内に目視するようになっています。通告は、子どもが家庭に戻る前に、また出来るだけ午前中の早い時間に行ってください。（一時保護の必要性についての判断も行います）

■教育委員会（学校教育課）の役割

教育委員会は、幼児、児童、生徒の健全な成長を図るために、学校、幼稚園、および関係機関と連携し、必要に応じて学校、幼稚園への指導・助言を行います。

また、要保護児童や児童虐待に関して、教職員に対する研修等も行っています。

■青少年教育センターの役割

いじめや学校のことで悩んでいる児童生徒や、不登校や生活態度で悩んでいる保護者のために相談窓口を開設するとともに、社会的自立・学校復帰に向けた支援を行う学校適応指導教室（あすなる教室）を開設しています。

■医療機関の役割

虐待を受けたと思われる子どもや特定妊婦と思われる妊婦を発見した場合は、速やかに佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や子ども子育て応援センターに通告する体制を整えておきます。

身体的虐待、ネグレクトを受けた子どもが受診するのは、小児科や歯科や緊急外来でしかも夜間や休日の場合が多くなります。子どもの身体的な状態、子どもの同伴した保護者の言動などには、細心の注意が必要です。

※P37の早期発見のための観察ポイントを参照してください。

また、児童虐待の早期発見等や資料または情報の提供については、児童虐待防止等に関する法律において、定められています。P6を参照してください。

■子ども保健課の役割

妊婦相談、乳幼児健康診査や育児相談等の母子保健事業において、虐待のサインの早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、各関係機関と連携していきます。

虐待の早期発見のために、妊娠中や新生児期・乳幼児期の健診等の情報（未受診の情報）は、重要な情報となります。そのため、産婦人科等関係機関との連携を密に行い常に支援できる体制をとっています。また、妊婦や保護者が精神面で援助を要する場合にも、障がい福祉課の保健師や精神科の医療機関等と連携して関わっていきます。

健診等を糸口家庭訪問や面接、相談を行い、子どもの安全等状況確認を行うとともに保護者の子育ての大変さを受け止め、寄り添い、育児不安が虐待へ移行しないように早期に介入支援していきます。

〈子ども保健課の主な業務内容〉

- 母子健康手帳の交付 ○母親（両親）学級（マタニティ学級、プレパパ学級）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ○4か月児健診
- 1歳6か月児健診 ○3歳児健診 ○子育て支援センター巡回相談

■地域子育て支援センターの役割

保育所や認定子ども園などに設置されており、地域の在宅の子育て家庭に対する相談指導や育児支援、情報提供、親子の交流の促進など住民に身近な子育て支援を行っています。保護者の孤立を防ぐことにより、虐待の発生予防に努めます。

平成30年5月1日現在

名 称	住 所	電話番号
董ヶ丘幼稚園子育て支援センター	黒髪町 2-10	34-4188
佐世保市子ども発達センター	常磐町 6-1 サンクル4 番館	23-3945
佐世保市東部子育て支援センター	広田 2 丁目 1-1	39-4002
佐世保市中部子育て支援センター	稻荷町 2-25	32-1903
佐世保市北部子育て支援センター	上相浦町 5-13	32-3329
佐世保市幼児教育センター	山祇町 387	38-0550
日野子育て支援センター	日野町 780-5	28-3264
おはし子育て支援センター	吉井町橋川内 481-3	64-3525
ゆりかごクラブ	世知原町栗迎 120-26	76-2246
親子ひろば「よんぶらこ」	本島町 4-15 3F	080-1730-0181

【警察・司法・人権関係】

■警察の役割

家庭での子どもへの暴行・傷害・虐待事件として警察へ直接通報される場合の他、家出・徘徊・万引き等の補導や電話相談の背景に虐待がある場合も少なくありません。保護・補導した子どもの安全が確保できない場合は、児童相談所と協議して、身柄付きの通告をします。

逆に、児童相談所の調査で重大な犯罪の可能性があるると判断した場合は、警察に通報や告発を行う場合があります。

児童相談所による子どもの安全確認・立入調査・一時保護の際、警察官が援助する場合があります。

■少年サポートセンターの役割

少年サポートセンターは警察の組織ですが、少年及び保護者等が立ち寄りやすいようにあえて警察施設外に設置し、非行・被害等の問題を抱える少年の相談、立ち直り支援、保護者への助言・指導等行います。

また、非行・被害防止教室や保護者等への講話なども行っています。

■法務局の役割

法務局では、国の人権擁護機関として地域の人権擁護委員とともに、国民の基本的人権を擁護するため、人権啓発、人権相談等の活動を行っています。

子どもをめぐる人権問題については、フリーダイヤル（0120-007-110）の「子ども人権110番」による電話相談、小学校、中学校の児童・生徒に対する「子ども人権SOSミニレター」の配布、返信により子どもの人権に関する情報の収集、相談に努めています。

人権擁護委員は地域の住民が人権について関心を持つための啓発活動を行ったり、人権相談を受ける等の活動を行っています。

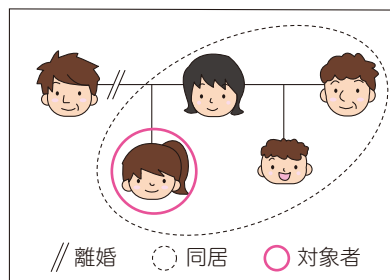
■弁護士の役割

児童虐待については、子どもの人権を守る法的側面からの援助活動や関係機関との連携、児童虐待に関する啓発・救済活動、また、施設入所承認申立て（児童福祉法第28条）や親権喪失請求（児童福祉法第33条の7）等の家庭裁判所への手続きの関与や助言、その他離婚に伴う親権、養育費や面接交渉等の相談援助においても、児童の最善の利益や権利を守るための重要な役割を担っています。

8 虐待事例における虐待対応のポイント

事例1 「母による身体的虐待・きょうだい間差別」

8歳（女兒） 家庭は、母 継父 父違いの弟の4人暮らし。
母は、本児が別れた父親に似ていること、母自身愛されて育った思いがないことなどの理由で、本児に対して憎しみを抱くようになりました。現在の父と再婚時から本児に対して気に入らないことがあると、顔を平手で叩く、足蹴にすることを繰り返すようになりました。一方で下に生まれた弟のことは、溺愛し、本児だけを家に残して3人で外出することも度々ありました。背中の不自然な痣を発見した担任が、本児から「母から蹴られた」ことを聞きだし、市へ通告しました。



●小学校

学校では、通告後も、学校で本児の生活状況や健康状況について見守りを行っていたが、その後、本児が顔面を数か所叩かれてアザをつくって登校したため、学校から市へ再度、通告した。

●子ども子育て応援センター

学校から、初回の通告を受け、学校を訪問し、本児のケガの様子を観察するとともに、学校には、本児の状況を記録しておくこと、傷やアザについては、写真を撮っておくことを依頼した。母親に対し、家庭訪問して本児を叩いたり、蹴ったりすることは虐待になることを告げ、母親の精神的サポートを行っていた。関係機関から情報収集し、佐世保こども・女性・障害者支援センターへ相談。要対協個別ケース検討会議を開き、関係機関の見守りと緊急時の方針について相談、協議した。

再度、学校から通告を受け、学校に出向き本児の状況を確認。「緊急性がある」と判断し佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に送致した。

●子ども保健課

乳幼児健診未受診のための家庭訪問をきっかけに、弟（幼児）の成長発達の確認と母親への支援を行った。

●保育所

弟の生活状況、健康状態の確認と、送迎時に母親に声掛けをしながら見守った。

●民生委員児童委員・主任児童委員

地域での情報を伝え、登校時の声掛けや地域行事への誘いを行った。

●佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）

初回の通告の時から市から情報、相談を受け、市に対し助言を行った。市からの送致を受け、協議後、一時保護を判断した。

児は、一時保護になりその後施設入所になった。

母は、カウンセリングを受けながら児とも面会を続け、家庭引き取りに向けて準備している。

身体的虐待対応のポイント

☆不自然なけがや痣がある子どもを発見した場合は、早めに市や児童相談所へ通告すること、通告を受けた機関は、原則24時間以内に子どもを直接目視することにより安全確認を実施しなければなりません。保護者に衝動性があることも多く、生命の危険も考えられることから疑いの場合も含めあらかじめ相談することも大切です。

☆学校等は、児の行動観察を詳細に記録に残し、傷や痣については、写真を撮っておきます。

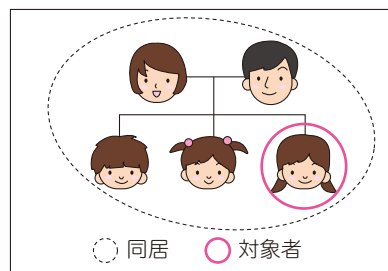
☆担任等は、日頃から子どもの気持ちをじっくり聴き、信頼関係を築いて下さい。

☆一時保護に至る場合、親が了承することは少ないため、児が学校等にいる間に市や児童相談所に通告して連携しながら対応しなくてはなりません。

事例2 「実父による性的虐待」

13歳（女兒） 家庭は父母と女兒、きょうだいの5人暮らし。母は、夜間にも家を空けることが多く、女兒は小学校高学年より父からわいせつな行為を受けるようになりました。

女兒は、そのことを母に打ち明けることができず、信頼している伯母へ相談をしたことから性的虐待が発覚、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）へ一時保護されました。その後、父母は離婚し、母と子どもたちでの生活が始まりました。



☆経過

- 父は定職に就かず、母への暴力もあった。その影響で、母にも不安定さが見られ、子どもたちの養育を十分に行うことができなかった。
- 女兒は不安定な家庭環境に加え、父からのわいせつな行為を受けるようになり、学校を欠席することが多くなった。
- 精神的負担が大きくなった女兒は、父からの性的虐待や家庭での不安な気持ちを伯母へ打ち明けた。伯母は市へ相談し、市から佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）へ送致が行われ、女兒は一時保護された。母は、女兒への虐待に気づいていなかった。

☆対応

- 一時保護中は、医学的診断などが十分に行われた。女兒は、施設入所等ではなく、母と一緒に生活することを強く希望したため、父と離れた安全な場所で母ときょうだいと生活を送ることになった。
- 女兒は気分のムラや自尊心の低さ、身体症状が見られた。子ども子育て応援センターは、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）の指導終了後、家庭訪問や面接による家庭への支援を開始した。
- 女兒は環境の変化や虐待を受けたことによる精神的不安から、母やきょうだいとの生活が始まった後も不登校などの不応状態を起こした。
- 定期的な面接、学校など関係機関と連携した支援を続け、女兒は徐々に安定した生活を送るようになった。高校生になってからは休まず学校に通い、母やきょうだいとの良好な関係を取り戻している。

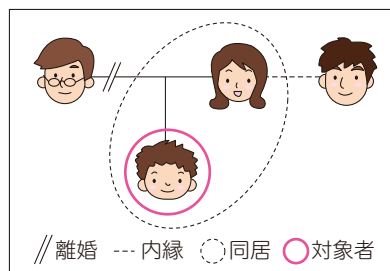
性的虐待の対応ポイント

- ☆性的虐待は非常にデリケートな問題のため SOS を出しづらく、子どもは親類や先生等信頼する大人へ打ち明ける場合が多くあります。
- ☆打ち明けられた大人は、速やかに市の子ども子育て応援センターや児童相談所へ相談することが大切です。市が必要と判断した場合は、児童相談所へ送致をします。
- ☆児童相談所は加害者と引き離し子どもの安全を守るために一時保護をします。保護中、子どもへのカウンセリングなど十分なケアが行われます。
- ☆日常生活に戻った子どもは様々な不応症状を起こすこともありますが、家族や周囲の守られた安全な環境の中で、生活を送っていくことが大切になります。

事例3 「母によるネグレクト」

10歳（男児）母と本児の二人暮らし

母は仕事をしながら、育児をしていましたが、経済的にも苦しい状態が続き、夜間不眠や気分の落ち込み等、精神的にも不安定になり、夜間、外を歩くようになり、家事や男児の世話を十分に行うことができていませんでした。「本児が食事を摂っておらず、衣服も汚れている」「遅刻や欠席もあり、問題行動も見られる」と、学校から通告がありました。



●学校

学校では、男児は食事の不足から体は痩せ、入浴や衣類の洗濯も不十分なために体臭が強くなり、学校でもいじめの対象になりつつあり、男児の不衛生な身なりや給食を貪り食べる様子や学習意欲の低さ、遅刻や忘れ物の多さ、物を盗るなどの問題行動が見られるようになり、学校から子ども子育て応援センターに通告した。学校では、本児、家庭への見守りを続けるとともに養護教諭のから衛生面への指導支援を行った。また、男児の心理的なケアはスクールカウンセラーが対応した。

●子ども子育て応援センター

市が調整機関となり、小学校や民生委員など関係機関と要対協個別ケース検討会議を開催し、母子の支援を検討した。当初、母の養育態度に批判的であった関係機関も、話し合う中で、母へ寄り添った関わりを持つようになった。子ども子育て応援センターの家庭相談員が家庭の経済面、障がい福祉課が母の精神的な面への支援をおこなった。

●生活福祉課

家庭の生活困窮への対応を行い、生活保護を開始した。定期的な訪問により生活の安定のための指導を行った。

●障がい福祉課

母親の精神面の安定のため、相談や受診、福祉手続きを母に働きかけ、精神保健福祉手帳の申請を行い、福祉サービスが利用できるようサービスの調整を行った。

●民生委員児童委員・主任児童委員

関係機関からの情報を受け、地域での声かけを続けた。子ども子育て応援センターが関係機関調整を行いながら、長期的な支援を見据えた家庭への関わりを続けた。

●佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）

市から、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）へ一時保護等の介入的な対応の判断について相談、助言を求めた。

ネグレクト対応のポイント

☆ネグレクト家庭の保護者、特に母親は、自己肯定感が低くなっている場合が多く、保護者を支え、関わりを切れ目なく長期的に行うことが望めます。

☆出来ていないことが目立ちがちですが出来ていることに目を向け、保護者を褒めて関わっていくことが大切です。

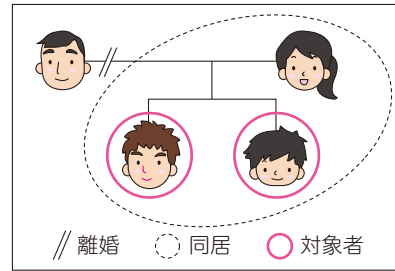
☆関わる大人が、子どもの自立に向け、子ども自身にも衛生面の指導を行うなど支援していきましょう。（ネグレクト支援のゴールは、子どもをネグレクトしない親にすることです。）

事例4 「父から母へのDVと心理的虐待」

兄14歳（男児）と弟11歳（男児）

母と兄弟の3人家族。母へのDVは、子どもが生まれる前からありました。父は、兄が幼いころから子どもたちにも手を出すようになりました。殴られたりグラスを投げつけられたりして出血しても、病院へは行かせてもらえませんでした。家族で父から避難し母方実家のある本市に転入しました。

「児童虐待の防止等に関する法律」において、子どもがDVを目撃させられることは、「心理的虐待」にあると定義されています。



☆経過

- 転入前に居住していた市からケース移管を受け、本市で要保護児童として登録し、支援を開始した。
- 転入前の情報共有と今後の対応について協議を行うため、小学校、中学校、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）、警察、子ども子育て応援センターで要対協個別ケース検討会議を実施
- 兄は、不登校状態となり、母や弟への暴力の他、夜遊び等もあった。
- 弟は、転入後、多動性、衝動性があることから学校の勧めにより医療機関を受診した。
- 母は、子どもたちのことで近隣から苦情を言われることが多く、近所づきあいを避けていた。

●学校

弟は転入後、多動性、衝動性があることから、小学校から母親に医療機関の受診を勧め、子育ての相談、家庭問題の相談先として母親に子ども子育て応援センターを紹介した。

兄には、スクールカウンセラーの継続的なカウンセリングが行われたが、不登校が続いたため、中学校は青少年教育センターへ支援を依頼した。

小学校、中学校全体で、子ども、本家庭への見守り、母親への支援を行った。

●子ども子育て応援センター

要対協個別ケース検討会議を開催し、家族全員が怒りと無力感をいだいているという状況を理解した上で、関係機関は、家族を応援しているというメッセージを送り続けることを支援の方向とした。また、家庭相談員が保護命令の手続きと離婚相談にのり、地区担当の相談員とともに、母親の子育て支援を継続して行った。

●青少年教育センター

中学校からの依頼により、兄のあすなる教室（学校適応指導教室）への通級を促し、徐々に学校へ登校できるよう働きかけた。

●医療機関

医療機関受診により、弟の行動面は落ち着き、登校状態も改善した。同時に母が感情的に子どもたちを叱責することも少なくなった。

●警察

父のDVの通報等に対応するとともに、兄の家庭内での暴力や夜遊びなどについて緊急時の対応ができるよう情報を把握した。

●民生委員児童委員・主任児童委員

地域での声かけや見守りを行った。

～その後、兄は中学校を卒業し就職活動を行っている。母も兄の頑張りには後押しされ、地域活動に参加し始めた。～

心理的虐待（DV）の対応のポイント（関係機関で被害児童を受け入れる場合はP16もご参照ください。）

- ☆DV被害は、保護者（被害者）や子どもの心身へ多大な影響を与えることを周りの人が理解することが大切です。
- ☆要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を活用し、関係機関が共通認識を持ち、保護者や子どもに対して寄り添う支援が必要です。
- ☆保護者と子どもはともに心のケアの専門家により支援していくことが望めます。
- ☆子どもは、DVの影響から粗暴さや落ち着きのなさなど発達障害に類似する行動が出現することが多いため、小児精神科等への受診が必要な場合もあります。

資料編

乳幼児用

早期発見のための観察ポイント

この観察ポイントのどれかに該当するからといって必ず虐待が行われているというわけではありません。小さなサインを見逃さないために「児童虐待かもしれない」という視点を常に持ち、子どもや保護者にこれまで以上に十分注意して関わる必要があります。支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという考え方で活用してください。複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、子ども子育て応援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）へ連絡します。

子どもの様子

《身体面》

- 身長・体重の増加が悪い、あるいは低下、栄養失調がある
- 不衛生で、衣類の汚れ、異臭がある
- おしりがただれていたり、おむつがあまり替えられていない
- 不自然な傷、あざ（内出血）、骨折、火傷がある
- 季節にそぐわない服装をしている

《行動・心理面》

- 表情が乏しく、無表情である、おどおどしている
- 食欲不振、または、食べ物に非常に執着する
- 友達と遊ばず孤立している
- 大人に対して執拗に甘えたり、または警戒心が強い
- 怯えた泣き方、かんしゃくが激しい
- ささいなことでもかっとなり乱暴で攻撃的である
- 年齢のわりに性的関心が高い
- 傷や家族のことに関して不自然な答えが多い
- 自分の身体を傷つける
- 小動物に残虐な行為をする

《集団生活の場（幼稚園、保育所、認定こども園等）》

- 給食（おやつ）をむさぼるように食べたり、何度もお代わりする
- 衣類を脱ぐことや身体接触をととても嫌がったり、異常な不安を見せたりする
- 職員を独占してまとわりついて離れない
- 頻繁に準備品や弁当を忘れる
- 友達と関係を取るのが苦手で、嫌われるような行動をとったり、仲よく遊べない
- 給食時間に登園する
- 遠足、運動会などの行事の欠席が目立つ
- 理由がはっきりしない遅刻、欠席が多い
- 親が迎えに来てても家に帰りたがらない 親の前では怯えた態度になる
- 多動で落ち着きがなく、攻撃的な行動をする

保護者の様子

《保護者の子どもへの関わり方》

- 子どもとの関わりが乏しかったり冷たい態度をとったりする
- イライラしていて子どもへの怒り方が異常、感情が不安定である
- 自分の思い通りにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 子どもに愛情がわからない等、子どもへの拒否的な発言、感情がある
- 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 予防接種や健診を受けさせない
- けがや病気をしても受診させない、病院に連れて行くのが遅い
- 家の中が乱雑、不衛生である
- 子どもために適切な食べ物や必要なものを準備しない
- 親が仕事や遊びに行き、乳幼児を家や車に放置する

《保護者の状態》

- 夫婦げんかが激しい等、夫婦関係がうまくいっておらず、生活上のストレスになっている
- 生活困窮、夜間就労等で生活に余裕がない
- 地域や親族との交流がなく孤立している
- 精神及び身体の病気、知的な障害のため子育てが負担または適切な養育ができない
- アルコール、薬物依存などがある
- 保護者自身の生い立ちに虐待の既往歴がある
- 遅刻や欠席の際に連絡をしない
- 保育士等との連絡に応じない、面談や家庭訪問を拒む
- 保育士等に対し、過度の不満を述べる

以下については緊急性が高く、通告が必要です

- 生命の危機があるようなケガ、頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険がある
骨折、打撲傷、裂傷、出血等
- 脱水症状や栄養不足による衰弱 低身長、低体重（-2SD）のいずれかの状態がある
- 子ども、または保護者が保護を求めている
家に帰りたがらない差し迫った状況がある
- 性的な被害（疑い含む）がある
性交渉、性器や性交渉を見せる、体を触る、触らせる
- 生命の危機があるような加害行為がみられる
蹴る、殴る、乳幼児揺さぶり症候群（Shaken Baby Syndrome：SDS）投げる、
逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせる
- 治療が必要だが受診をしていない
乳幼児の感染症や下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等
- 親子心中の計画
心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え

児童・生徒用

早期発見のための観察ポイント

この観察ポイントのどれかに該当するからといって必ず虐待が行われているというわけではありません。小さなサインを見逃さないために「児童虐待かもしれない」という視点を常に持ち、子どもや保護者にこれまで以上に十分注意して関わる必要があります。支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという考え方で活用してください。複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、子ども子育て応援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）へ連絡します。

子どもの様子

《身体面》

- 身長・体重の増加が悪い、あるいは低下、栄養失調がある
- 不衛生で、衣類の汚れ、異臭がある
- 不自然な傷、あざ（内出血）、骨折、火傷がある
- 季節にそぐわない服装をしている
- 齲歯の未治療の本数が多い

《行動・心理面》

- 表情が乏しく、無表情である、おどおどしている
- 自己肯定感が低く、何をやってもだめだと思ってしまう
- 食欲不振、または、食べ物に非常に執着する
- 友達と遊べず孤立している
- 大人に対して執拗に甘えたり、または警戒心が強い
- 些細なことでもかっとなり乱暴で攻撃的である
- 基本的な生活習慣が身についていない
- 親の前では怯えた態度になる
- 極端な性への関心や拒否感がみられる（特に女子の性的逸脱行為）
- 年齢のわりに性的関心が高い
- 傷や家族のことに関して不自然な答えが多い
- 自分の身体を傷つける
- 小動物に残虐な行為をする
- 盗みや嘘を繰り返す

《集団生活の場（学校）》

- 給食をむさぼるように食べたり、何度もおかわりする
- 衣類を脱ぐことを異常に不安がる
- 大きな声、物音、接触などに過敏に反応する
- 職員を独占してまとわりついて離れない
- 些細なことでもかっとなり、友人への暴力、暴言がある
- 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である
- 放課後になっても家に帰りたがらない
- 長期休み前に不安が高まる
- 家出を繰り返す
- 授業に集中できず、落ち着きがない、またはぼーっとしている、教室から抜け出す

- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族との連絡がとれない
- 忘れ物、未提出物が多い
- 能力的な問題がないのに学業成績不振の傾向が表れてきた

保護者の様子

- 子どもとの関わりが乏しかったり冷たい態度をとったりする
- イライラしていて子どもへの怒り方が異常、感情が不安定である
- 子どもの学校での生活に無関心である
- 子どもが自分の思い通りにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 子どもに、心理的に密着するか、全く放任か極端である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- けがや病気をして受診させない、受診が遅い
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 家の中が乱雑、不衛生である
- 夫婦げんかが激しい等、夫婦関係がうまくいっておらず、生活上のストレスになっている
- 生活困窮、夜間就労などで生活に余裕がない
- 地域や親族との交流がなく孤立している
- 精神及び身体の病気、知的障害のため子育てが負担または適切な養育ができない
- アルコール、薬物依存の問題がある
- 保護者自身の生い立ちに虐待の既往歴がある
- 教職員との面談や家庭訪問を拒む
- 子どもを無断で欠席させることが多い
- 教職員に対し、過度の不満を述べる

以下については緊急性が高く、通告が必要です

- 生命の危機があるようなケガ、頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険がある
骨折、打撲傷、裂傷、出血等
- 脱水症状や栄養不足による衰弱 低身長、低体重（- 2 SD）のいずれかの状態がある
- 子ども、または保護者が保護を求めている
家に帰りたがらない差し迫った状況がある
- 性的な被害（疑い含む）がある
性交渉、性器や性交渉を見せる、体を触る、触らせる
- 生命の危機があるような加害行為
蹴る、殴る、乳幼児揺さぶり症候群（Shaken Baby Syndrome : SDS）投げる、
逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせる
- 治療が必要だが受診をしていない
乳幼児の感染症や下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等
- 親子心中の計画
心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え
- 子どもに自殺未遂の兆候がある 自殺を企てる、ほのめかす

診療の場（医療機関）

児童虐待が疑われる子どもを発見した場合は、「児童福祉法 25 条」「児童虐待防止法 6 条」により通告する義務があります。

佐世保市の場合の通告先は、「佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）」もしくは、「佐世保市子ども子育て応援センター」です。

虐待の疑いかどうかもはっきりしない場合は、市役所子ども保健課の保健師へ、気になる親子についての連絡をお願いします。

1. 相談・通告の流れ

養育状態が気になる等、児童虐待を否定できない、よくわからない状態。

（状態例）

- ・ 頻回なけが、事故
- ・ 体重増加不良、体重減少
- ・ 不衛生な皮膚状況、不適切な衣類
- ・ 受診の遅れ、受診の中断
- ・ 保護者が子どもをよく怒鳴っている
- ・ 保護者の養育能力が気になる

相談・通告

佐世保市役所（0956）24-1111
・ 子ども子育て応援センター（虐待通告）
・ 子ども保健課（母子保健 保健師）

児童虐待の疑いがあり、緊急性が高い状態。

（状態例）

- ・ 不自然、重篤な外傷・熱傷・骨折・打撲痕・溺水、乳幼児揺さぶり症候群、身体状況
- ・ 脱水症状や栄養障害による衰弱
- ・ 性的虐待の疑い
- ・ 重篤な状態だが受診させない
- ・ 保護者の状況説明に一貫性がなく矛盾する
- ・ 保護者が殺してしまいそうと述べる

通告

佐世保こども・女性・障害者支援センター
（児童相談所）
（0956）24-5080

早期発見のための観察ポイント

（参考文献：日本小児科学会 子ども虐待診療手引き）

この観察ポイントのどれかに該当するからといって必ず虐待がおこなわれているというわけではありません。小さなサインを見逃さず、支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという考え方で活用してください。

子どもの様子

《全身状態》

- 低身長（-2SD 以下）、体重増加不良、原因不明の脱水、栄養障害
- 内臓出血など
- 繰り返す事故の既往

《皮膚》

- 多数の打撲や傷
- 不自然な傷、皮下出血（叩く、つねる、強く吸う、噛みつく、縛る、投げる等）
- 不自然な事故では説明のつかない傷や道具を使った傷
- 不自然な火傷の痕（煙草、ストーブ、アイロン、熱湯）

《骨》

- 新旧混在の骨折、多発骨折
- 捻転骨折（腕を捻じ曲げられたことで生じる）
- 乳児の長骨骨折

《頭部外傷》

- 頭蓋骨骨折
- 頭蓋内骨折（硬膜下血腫、乳幼児揺さぶり症候群（Shaken Baby Syndrome:SBS））
- 脳挫傷

《眼・鼻・耳》

- 眼球の損傷
- 眼底出血（胸部圧迫、乳幼児揺さぶり症候群）
- 眼外傷所見（網膜剥離、水晶体亜脱臼など）
- 鼻骨骨折
- 鼓膜裂傷

《性器・肛門》

- 性器や肛門周囲の外傷
- 反復性尿路感染症
- 女児の妊娠・中絶・出産（性的虐待の可能性）

《心理面》

- 極端なおびえ
- 情緒不安定、無表情
- 円形脱毛症
- 多動、チック
- 自傷行為・自殺 企図
- 夜尿・遺尿・遺糞
- 悪夢、パニック

《歯・口腔》

- 不自然な歯の打撲
- 不自然な口腔粘膜の傷
- 多数のう蝕歯
- う蝕歯の長期放置
- 口腔内の火傷

保護者の様子

- 子どもを怒鳴りつける、
- 受診が遅れる、診察を中断、転院を繰り返す
- 傷についての説明がつじつまが合わない。
- 骨折について親の説明がなくレントゲン写真で初めて発見される。
- 入院が必要でも拒否したりする等、治療に対して消極的、拒否的である。
- 面会時間が短く、子どもに触れない
- 病気の予後や、治療方法に興味を持たない

地域用

早期発見のための観察ポイント

この観察ポイントのどれかに該当するからといって必ず虐待がおこなわれているというわけではありません。小さなサインを見逃さないために「児童虐待かもしれない」という視点を常に持ち、子どもや保護者にこれまで以上に十分注意して関わる必要があります。支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという考え方で活用してください。複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、市や児童相談所へ連絡します。

子どもの様子

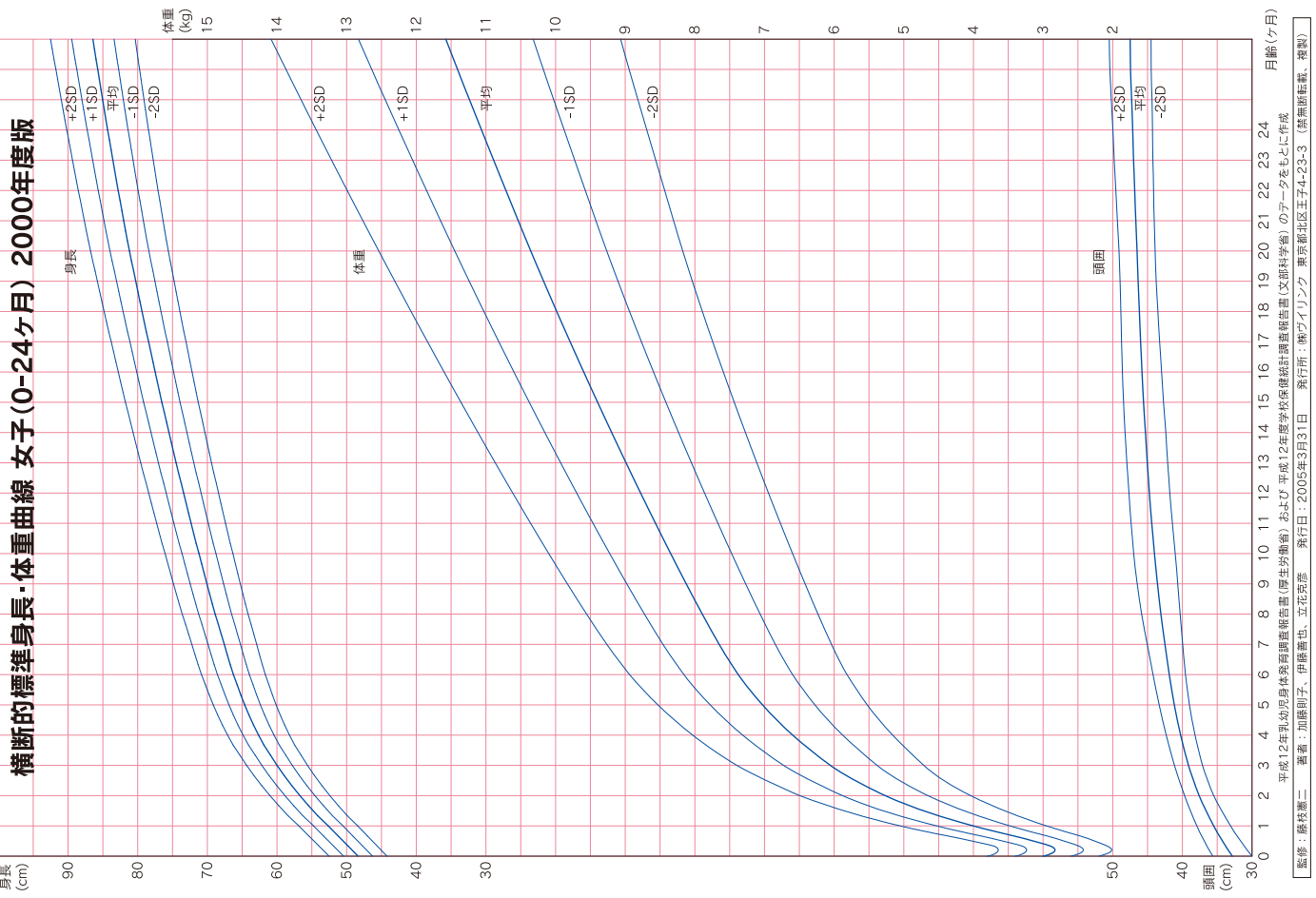
- 日常的に虐待行為そのものを目撃する（叩いたり、罵声をあびせる）
- 不自然な時間の徘徊が多い
- 頻繁な家出、万引き、喫煙、性的逸脱行為がある
- 小動物に残虐な行為をする
- 日常的に泣き声が聞こえたり、叩かれる音が聞こえる
- 身体、衣類が極端に汚れたまま、または季節にそぐわない服装をしている
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 空腹を訴えることがあり、食べ物を与えとがつつ食べる
- 警戒している様子やあたりをうかがったり、表情が暗い
- 身体の傷のことや家族のことを聞くと不自然な反応がみられる
- 性的なことで過度に反応したり不安を示したりする
- 年齢に比して性的遊びが多すぎる
- 子どもの姿を見かけなくなった

保護者の様子

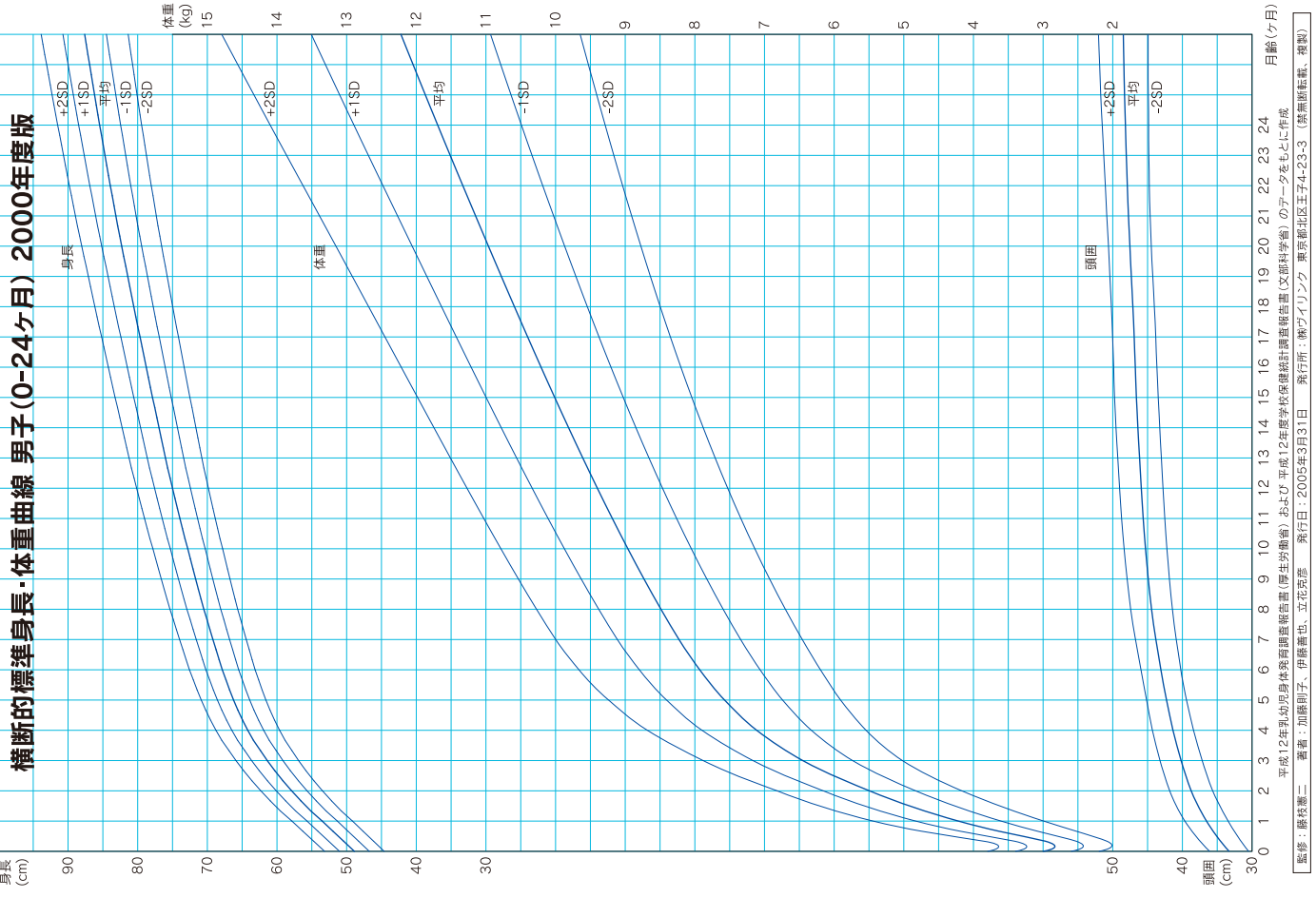
- 子どもとの関わりが乏しかったり冷たい態度をとったりする
- 子どもを怒鳴る声がよく聞こえる
- イライラしていて子どもへの怒り方が異常、感情が不安定である
- 子どもが自分の思い通りにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 小さい子どもを長時間家に置いたまま外出する
- 長期不在、所在不明な状況がある
- 子どもがケガをしたり病気をしても医療にかからない
- アルコールを飲んで日常生活が乱れている
- 面談や家庭訪問を拒む
- 家の中が乱雑、不衛生である
- 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている
- 地域の中で孤立している
- 母親や父親自身に暴力、暴言など DV の疑いがある

以下については緊急性が高く、通告が必要です

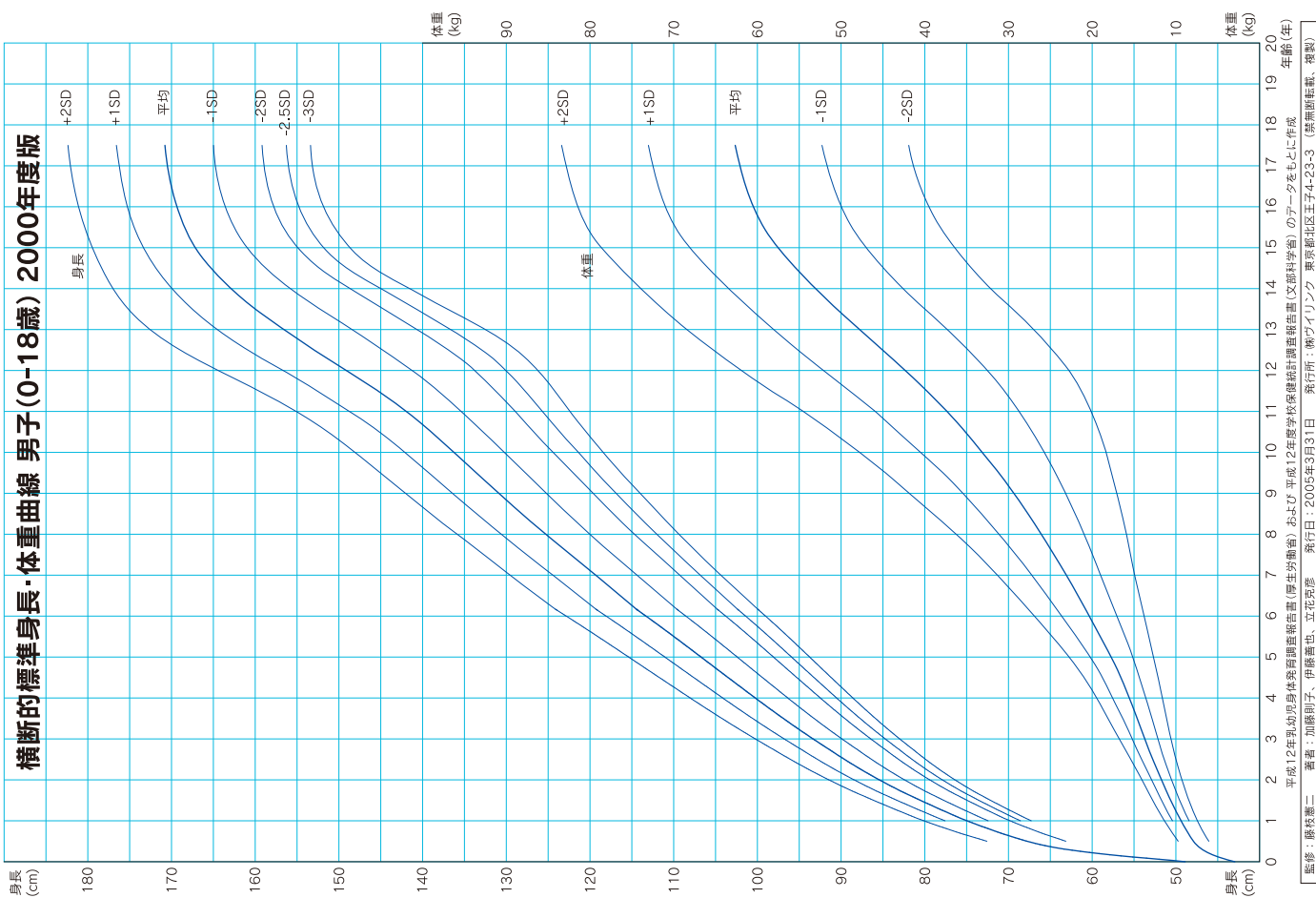
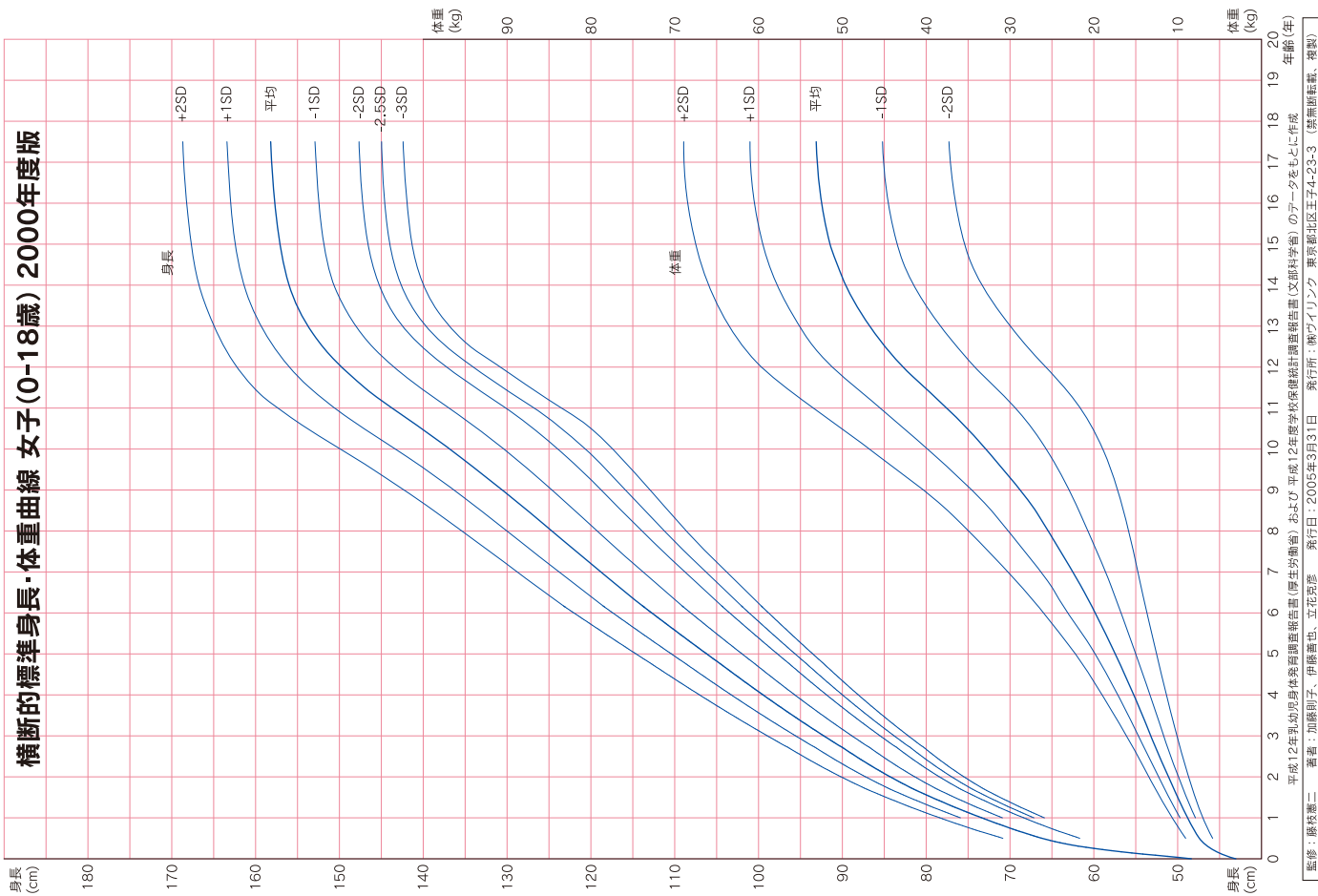
- 生命の危機があるようなケガ、頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険がある
骨折、打撲傷、裂傷、出血等
- 脱水症状や栄養不足による衰弱 低身長、低体重（-2SD）のいずれかの状態がある
- 子ども、または保護者が保護を求めている
家に帰りたがらない差し迫った状況がある
- 性的な被害（疑い含む）がある
性交渉、性器や性交渉を見せる、体を触る、触らせる
- 生命の危機があるような加害行為がみられる
蹴る、殴る、乳幼児揺さぶり症候群（Shaken Baby Syndrome : SDS）投げる、
逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせる
- 治療が必要だが受診をしていない
乳幼児の感染症や下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等
- 親子心中の計画
心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え
- 子どもに自殺未遂の兆候がみられる
自殺を企てる、ほのめかす



監修：藤枝薫二
 平成12年乳幼児身体発育調査報告書(厚生労働省) および平成12年度学校保健統計調査報告書(文部科学省)のデータをもとに作成。
 発行所：胸ワイリンク 東京都北区王子4-23-3 (株無断転載、複製)
 著者：加藤則子、伊藤善也、立花克彦 発行日：2005年3月31日



監修：藤枝薫二
 平成12年乳幼児身体発育調査報告書(厚生労働省) および平成12年度学校保健統計調査報告書(文部科学省)のデータをもとに作成。
 発行所：胸ワイリンク 東京都北区王子4-23-3 (株無断転載、複製)
 著者：加藤則子、伊藤善也、立花克彦 発行日：2005年3月31日

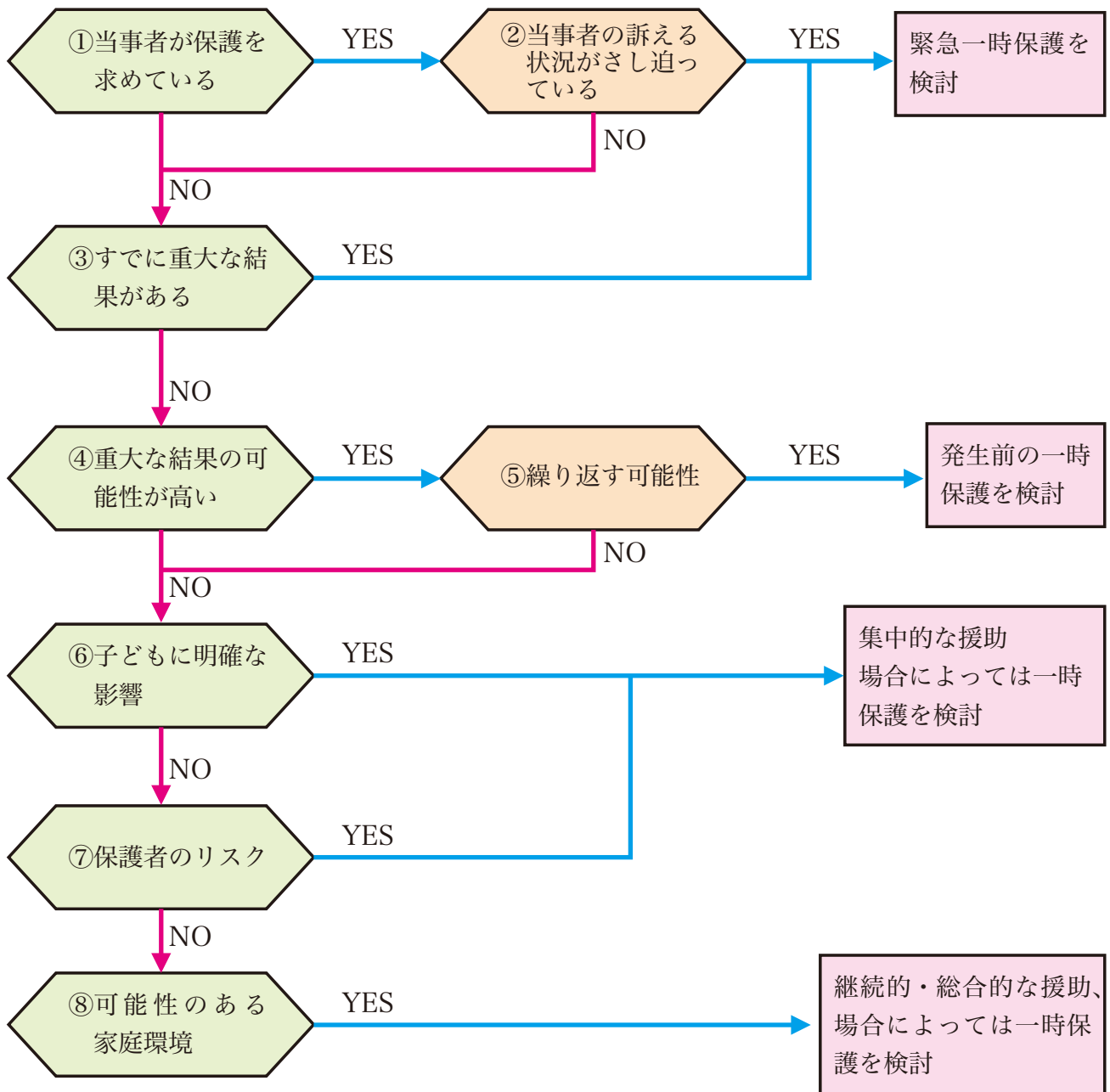


一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	*情報	
② 当事者の訴える状況が差し迫っている？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど		
③ すでに虐待により重大な結果が生じている？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） <input type="checkbox"/> 外傷（外傷の種類と箇所：（ ）） <input type="checkbox"/> ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（ ）		
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首絞め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、（ ）		
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、（ ） <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴（ ） <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱		
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ ） <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める、（ ） <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、（ ）		
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、 <u>母子健康手帳未発行</u> 、 <u>乳幼児健診未受診</u> （ ） <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、（ ） <input type="checkbox"/> 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ ） <input type="checkbox"/> アルコール・薬物の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ ） <input type="checkbox"/> 公的機関からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない		
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患、（ ） <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、（ ） <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ ） <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、（ ） <input type="checkbox"/> 家族状況 例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親家庭等（ ）		

出典：「子ども虐待対応の手引き」

一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時→緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当する項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき→次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 → 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
 → あるいは虐待が深刻化する可能性
 → 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 → 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

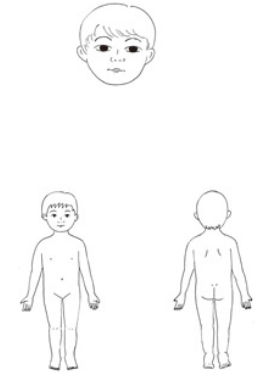
出典：「子ども虐待対応の手引き」

主 ◎ 副 ○	虐待の種類		虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。該当レベルは、0～2歳の場合は1段レベルを上げてください。				
	身体的	ネグレクト	最重度	身体的虐待の例	ネグレクトの例	心理的虐待の例	性的虐待
該 当 に ○	心理的						
	性的						
	特定妊婦・要支援						
	子の年齢						
	*0-2歳						
	*3-就学前						
	小学生						
	中学生						
	15歳以上						

安否確認・過去の虐待歴等	
情報を得られる機関	児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
子どもの安否確認	毎日可能 時々できない できにくい 校園の所属 (有 無) 居住実態不明 安否確認ができない状況・要因
過去の虐待歴	入院歴・施設入所歴 きょうだいの被虐待歴 一時保護歴 通告・相談歴 (きょうだい含む)
保護者の被虐待歴	被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた・過度の期待束縛

ケース概要：かかわりを始めたきっかけや子どもの安全について問題となっている事実

傷の位置・日付：



I 子ども・家庭・養育の様子 *は優先的に把握したいもの	
気に留めておく確認項目と内容 (必ずしもすべて埋める必要はありません。)	
*は保護との関連の 高い項目です。	不明 是 疑 疑 い 明 や や い え
以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。	
子ども	1 心身の発達* 低身長・体重増加不良・障害や遅れ (身体・知的・発達)・疾患
	2 精神の状態* 表情が乏しい・睡眠リズム・抜毛・自傷・自殺企図
	3 日常世話の欠如 ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・不衛生・虫歯 季節に合わない衣服・物が揃わない 健診未受診・予防接種未受診
	4 行動・情緒的問題 感情の起伏が大きい・痾癩・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・ 性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校
	5 子の意志・気持ち* 家に帰りがたがらない・親の前で (萎縮・無表情・口止めに応じる)
養育者	6 心身の状態 精神症状・通院や服薬ができていない・疾患・手帳 (身体、知的、精神)
	7 性格的問題 衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・ 被害的・その場逃れ・嘘が多い
	8 依存症等* アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障害 依存症 (アルコール・薬物・ギャンブル・買い物・盗癖)
	9 家事・育児能力* 送迎ができない・障害疾患のため能力低下・妊娠中
養育状況・ 態度	10 妊娠・出産前後 予期せぬ妊娠・健診回数少ない・飛び込み出産・若年・母子手帳発行遅延・くりかえす妊娠
	11 虐待の継続性* 単発・1～2月に1回・繰り返し・常習
	12 子への感情・態度 子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・無関心 子をけなす・過干渉・脅す
	13 虐待自覚なし* 問題意識なし・体罰容認・朕主張・虐待の否定・隠蔽
	14 養育意欲なし 改善意欲なし・子にかかわらない・ケアの怠慢・長時間や夜間放置 食事や医療を与えない
	15 養育意欲なし 知識不足・技術不足・期待過剰・価値観の違い
家	16 家族問題 不和・別居・家出・未婚・離婚・内縁・ステップファミリー・家族構成の変化・介護
	17 DV 加害者 ()・DVの種類 (身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離)
庭	18 経済問題 借金・生活苦・失業・転職・不定的就労・計画性欠如・生保廃止
	19 生活環境 劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定
	20 子を守る人なし* 同居している大人がいても、子どもを守れない・虐待者以外に大人がいない
サ ポ ー ト	21 社会的支援なし* 孤立的・親族関係 (対立・過干渉・応援なし)・転居
	22 関係機関に協力態度なし 拒否・接触困難・抵抗・不信任
	23 援助効果なし 改善が期待できない・聞きながす

ジェノグラム

同居家族等

父 (実・継・養)・内縁男性
母 (実・継・養)・内縁女性
祖父 (父方・母方)
祖母 (父方・母方)
おじ・おば・
きょうだい (実・異父・異母)
その他 ()

エコマップ

(保護の検討が必要な状況)		児童相談所と市町村の役割分担 (担当は、児相 ・ 市町村)	次回個別ケース検討会議開催
在宅で子どもの 安全が確保でき ない状況と判断 される場合		緊急度・重症度が高いので、児童相談所が主 今は児童相談所が主だが、今後市町村にシフト 市町村が主となり対応する 児童相談所と市町村が共同対応する 状況が悪くなる可能性があり、児童相談所へつなぐ準備をする	開催時期 () (未定) 次回新たに招集する機関
緊急時の対応			

出典：平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 (厚生労働省)
児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する研究

ネグレクトの支援方法を考えるためのアセスメントシート

記入日 年 月 日

氏名	年齢	所属	※乳幼児のみ確認する			
ネグレクトタイプ	項目	確認事項	適切	やや	不適切	不明
1 栄養	食事の準備	朝食は食べたか 内容 ()	食べた	やや	食べていない	
		昼食は食べたか 内容 ()	食べた	やや	食べていない	
		夕食は食べたか 内容 ()	食べた	やや	食べていない	
		誰が準備するか ()				
		家に食べ物はあるか	ある	やや	ない	
食事の量	※ミルクの量 () ml 回数 () 回					
	お腹いっぱい食べているか	増加あり	やや	食べていない		
	体重の増加はみられるか	増加あり	やや	増加なし		
2 身体的	身体の発育	体重 () kg 身長 () cm				
		成長曲線が適当か	適当	やや	不適当	
	心の発達	表情は乏しくないか	豊か	やや	乏しい	
		感情を表現することが出来るか	できる	やや	できない	
		のびのびと遊んでいるか	遊んでいる	やや	遊んでいない	
	おむつ	かん黙、チック等の症状はないか。あれば右欄に記載			()	
		※おむつかぶれはないか	ない	やや	ある	
	身体の衛生	※交換は適切に行われているか	適切	やや	不適切	
		体の汚れ 臭いはないか	ない	やや	ある	
		髪の状態 (ベタつき、匂い、散髪) 誰と入浴しているのか 右欄 () に記載→ ()	よい	やや	汚れている	
	睡眠のリズム	寝る時間 () 時頃				
		起きる時間 () 時頃	適切	やや	不適切	
	片づけ	常に、ごみや物が山積みしていないか	生活に支障なし	やや	山積み	
		異臭やカビ、ムシが湧いていないか	なし	やや	あり	
	ライフライン	供給されているか (水・ガス・電気)	止まっていない	やや	止まっている	
以前に止まっていたことがあるか		なし	やや	あり		
事故防止	危険な物 (たばこ、ライター、薬等) を手が届く所に置いてないか	置いていない	やや	置いている		
	ストーブ、扇風機、転落防止は安全に配慮してあるか	配慮あり	やや	配慮なし		
室温	適切な室温管理はできているか (身体への影響等)	できている	やや	できていない		
衣類	季節に応じた服を着ているか	着ている	やや	着ていない		
	清潔な衣類を着ているか	着ている	やや	着ていない		
3 医療	医療機関の利用 服薬管理	適切に病院に行っているか	行っている	やや	行っていない	
		処方された薬を服用しているか	している	やや	していない	
	健診	妊産婦健診を受けていたか	受けた	やや	受けていない	
		予防接種を受けているか	受けた	やや	受けていない	
		4か月児健診 1.6歳児健診 3歳児健診は受けているか	受けた	やや	受けていない	
デンタルネグレクト	虫歯の有無 う歯の数 () 本					
	虫歯の治療をしているか	している	やや	していない		
	歯磨きはしているか	している	やや	していない		
4 保護	長時間放置	子どもを家において長時間外出していないか (昼間、夜間)	していない	やや	している	
5 情緒	養育態度	子どもが安心して生活できるような接し方をしているか	している	やや	していない	
		兄弟間差別や無視するような態度をとっていないか	とっていない	やや	とっている	
	しつけ	躰と称して厳しい罰 (体罰等) を与えていないか	与えていない	やや	与えている	
		叱り方が適切か 暴言 (死ね 殺す 消えろ等) がないか	適切	やや	不適切	
	子どもへの期待 コミュニケーション	子どもの負担になるような過度の期待をしていないか	していない	やや	している	
		子どもと話をしたり相談にのったりしているか	している	やや	していない	
	子どものニーズ	子どもの行事 (誕生日等) や趣味に関心があるか	ある	やや	ない	
		非行の予防	非行の予防に努めているか ・万引き ・暴力 ・飲酒 ・喫煙 ・夜間徘徊 ・不純異性行為 ・自家金持ち出し ・無断外泊等 参考: 補導対象時間 (23:00 ~ 4:00)	努めている	やや	努めていない
アルコール薬物	生活に支障の出るようなギャンブル・アルコール依存がないか	ない	やや	ある		
	多量服薬・薬物依存がないか	ない	やや	ある		
夫婦不和 異性関係	常に夫婦不和 (暴言、暴力、冷戦状態等) がないか	ない	やや	ある		
	不適切な異性関係 (異性の出入り等) がないか	ない	やや	ある		
6 教育	就学 登校 登園	家事や兄弟の世話のために登校させない	させる	やや	させない	
		登校に対して無関心である (欠席の連絡をしない等)	関心がある	やや	無関心である	
	学校手続き	長期間 (7日以上) 安否確認ができない	できる	やや	できない	
		給食費、校納費等の滞納がないか	ない	やや	ある	
		学校への提出書類を出しているか	いる	やや	いない	
学業関係	特別支援教育への理解が困難である	理解している	やや	理解していない		
	宿題や提出物 (連絡帳等) に関心を示しているか	いる	やや	いない		
7 経済	経済困窮	学用品や必要物品が揃っているか	いる	やや	いない	
		生活全般から判断して困窮しているか	いない	やや	いる	
合計値						

参考資料: 安部計彦 著「ネグレクトされた子どもへの支援」

合計値

佐世保市子ども子育て応援センター所長

機関名：
電話番号：
責任者名：

通 告 書

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。

子 ど も	ふりがな		生年月日 年齢 性別
	氏 名		年 月 日生 () 歳 男 ・ 女
	住 所	佐世保市	
	園・学校の状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 ()	
保 護 者	ふりがな 氏 名	(続柄 ・ 歳)	(続柄 ・ 歳)
	職 業		
通 告 内 容	誰から・いつから・頻度・どんなふう		
子 ども の 様 子	登園・登校状況		
	身長 (cm) 体重 (kg) 順調 ・ 増加不良 保護を求めているか <input type="checkbox"/> 求めている ・ <input type="checkbox"/> 求めていない		
園・学校の対応	園児・児童・生徒へ		
	家族へ		
家 庭 の 状 況	家族内の協力者		
	家族以外の協力者		
	兄弟の有無		
	同居家族		
保 護 者 の 了 解	保護者は、この通告(相談)を (承知している ・ 拒否 ・ 知らない)		

通 告 先	佐世保市子ども子育て応援センター	電話：0956-25-9705
		mail：kodoou@city.sasebo.lg.jp

できるだけ電話による通告をお願いします。メールは添付ファイルにパスワードを設定し、送信後すぐに電話をしてください。

記載例

年 月 日

佐世保市子ども子育て応援センター所長

機関名：
電話番号：
責任者名：

通 告 書

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。

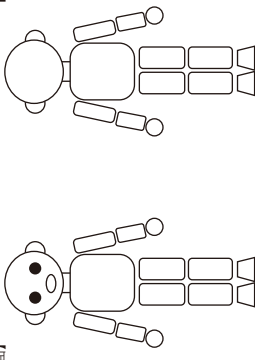
	ふりがな	させば たろう	生年月日 年齢 性別
子ども	氏名	佐世保 太郎	〇〇年 〇月 〇日生 (5) 歳 男・女
	住所	佐世保市 〇〇町 〇〇アパート 〇〇号室	
	園・学校の状況	未就学 〇〇 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 ()	
保護者	ふりがな 氏名	させば はなこ 佐世保 花子 (続柄 母・30歳)	させば じろう 佐世保 次郎 (続柄 父・30歳)
	職業	〇〇スーパー (9時~16時)	会社員
通告内容	<p>誰から・いつから・頻度・どんなふうに</p> <p>10月10日朝、登園した時に、右頬が赤くアザになっていたの、母に聞いてみると、本児が遊んでいて、転んだとのことだった。しかし、本児は、「パパがたたいた」と担任に話しており、不自然である。</p> <p>また、以前にも時々、足や腕に青あざがみられることがあった。</p> <p>以前にも見られていたこと、今回のアザは今までよりもひどいため心配している。</p> <p>今後、どのように対処すればいいか相談したい。</p>		
子どもの様子	登園・登校状況	身長 (105 cm) 体重 (18 kg) 順調・増加不良	
	保護を求めているか	<input type="checkbox"/> 求めている ・ <input checked="" type="checkbox"/> 求めていない	
園・学校の対応	園児・児童・生徒へ	アザの原因について尋ねた。	
	家族へ	アザの原因について尋ねたが、その後の対処はしていない。	
家庭の状況	家族内の協力者		
	家族以外の協力者	近くに祖母が住んでおり、時々送迎の手伝いをしている。	
	兄弟の有無	小学生の姉がいる	
	同居家族	父、母、姉、本児の4人家族	
保護者の了解	保護者は、この通告(相談)を (承知している ・ 拒否 ・ 知らない)		

通 告 先	佐世保市子ども子育て応援センター	電話：0956-25-9705
		mail：kodoou@city.sasebo.lg.jp

できるだけ電話による通告をお願いします。メールは添付ファイルにパスワードを設定し、送信後すぐに電話をしてください。

虐待通告（相談）受付票		聴取者
受理年月日	年 月 日（ ）	午前・午後 時 分
被虐待児童	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日生（ ）歳 男・女
	住 所	
	住所状況	①独立家屋 ②集合住宅（ ）階
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名（ ）
保護者	ふりがな氏名	
	続柄・年齢	子どもとの続柄（ ） 年齢（ ）歳
	職 業	
虐待内容	誰から	
	いつから	頻度は
	どんなふうに（主◎ 従○：身体的／性的／ネグレクト／心理的）	
子どもの状況	現在の居場所	保育所等の通園通学状況
家庭の状況	家族内の協力者	
	家族以外の協力者	
	兄弟の有無	
	同居家族	
情報源と保護者の了解	相談者は、実際に目撃している。	
	相談者は、泣き声、悲鳴や音等を聞いて推測した。	
	相談者は、関係者（ ）から聞いた。	
	保護者は、この相談を（ 承知 ・ 拒否 ・ 知らない ）	
相談者	氏 名	
	住 所	（電話 ）
	関 係	家族・近隣・学校・保育所等・福祉事務所・民生児童委員・警察 その他
緊急受理会議	年 月 日	■会議参加者（ ）
会議内容	①安全確認 ・ 対応者 ・ 方法	
①安全確認の方法	②調査	
②関係機関への調査	③対応後の方針（緊急介入の要否）	
③緊急介入の要否		
緊急度アセスメント	A B C	

C・A 確認調査票

		受付番号	
(回目)			
ふりがな	生年月日	年 月 日	生 日
氏 名	男 女	(歳)	月 日
住 所	年 月 日 時 分 頃	TEL	
調査日時	(職名)	調査場所	
回答者	(氏名)	調査者	(所属) (氏名) (同行者)
情報提供者の感想			
○虐待者(疑いのある場合を含む) ・虐待者氏名	男 女 (歳)	子 ども との関係	
○子どもの状況	身長 cm、体重 Kg 【体型】 やせ型・太り気味・普通 【児童の印象】 暗い・明るい・活発・おとなしい・多動的 【知的傷害】 有・無 【身体障害】 有・無		
○虐待の状況	①身体的虐待 ・けがやあざの状況 (正面)  ・医療機関での受診の有無 () ・ 無 有 (受診先 :) ・過去の受診歴 ・過去のけがの有・無 (正面)		
調査状況	②性的虐待(有・疑わしい) ・具体的な状況 ③心理的虐待(有・疑わしい) ・うつ状態 ・極端なおびえ ・表情が乏しい、無反応 ・他者への攻撃が強い ・その他 ()		
	子どもの様子		保護者の様子

調査状況	④ネグレクト ・頭髮、爪、身体のよこれ、季節感のない服装 ・食事が満足に与えられていない(ふしがある) ・登園(登校)状況	子どもの様子 ・食事をしない ・留守がちである ・養育を拒否している ・精神障害 ・知的障害 ・薬物、アルコール依存	保護者の様子
家庭状況			
保護者・子どもの意向	○保護者の意向	○子どもの意向	
所見			
確認後の対応	○見守り(機関名) いくつか () () () () () () ○市町村における指導 ○福祉サービスの提供 ・生活保護 ・その他 ○医療機関への連絡 ○警察への連絡 ○児童相談所への送致 担当 送致日: 年 月 日	いつ頃 確認の方法 () () () () () ()	

児童福祉法（抜粋）

(昭和二十二年十二月十二日)(法律第百六十四号)
最終改正：平成二十八年六月三日法律第六十三号

(児童の福祉を保障するための原理)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童の福祉を保障するための原理)

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、

児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

(市町村の業務)

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他のからの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
 - ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
 - ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

(要支援児童等の情報提供)

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員

その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(要保護児童発見者の通告義務)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(要保護児童対策地域協議会)

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

(資料又は情報の提供等)

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(組織及び運営に関する事項)

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(秘密保持)

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

(状況の把握)

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

(通告児童等に対する措置)

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は 社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若し

くは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるときは、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

(都道府県の採るべき措置)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に

において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

(保護者の児童虐待場合の措置)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。）の効果等に照らし、当

該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

(立入調査)

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(児童の一時保護)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

第三十三条の七 児童等の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

(罰則)

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律

(平成十二年五月二十四日)

(法律第八十二号)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。
(平一六法三〇・平一九法七三・一部改正)

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(平一六法三〇・平二八法六三・一部改正)

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及

び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければなら

ない。

- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（平一六法三〇・平一九法七三・平二八法六三・平二九法六九・一部改正）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（平一三法一五三・平一六法三〇・平二九法六九・一部改正）

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（平一六法三〇・平二八法六三・一部改正）

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当

該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（平一六法三〇・平一六法一五三・一部改正）

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

- 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

- 三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

- 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二

項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。
（平一六法一五三（平一六法三〇）・平一六法三〇・平一九法七三・平二八法六三・一部改正）

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。
（平一九法七三・追加）

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、そ

の身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

（平一五法一二一・平一七法一二三・平一八法五三・平一九法七三・一部改正）

（再出頭要求等）

- 第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。
（平一九法七三・追加）

（臨検、搜索等）

- 第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

（平一九法七三・追加、平二八法六三・一部改正）

（臨検又は搜索の夜間執行の制限）

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（平一九法七三・追加）

（許可状の提示）

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

（平一九法七三・追加）

（身分の証明）

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職

員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平一九法七三・追加）

（臨検又は搜索に際しての必要な処分）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

（平一九法七三・追加）

（臨検等をする間の出入りの禁止）

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

（平一九法七三・追加）

（責任者等の立会い）

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

（平一九法七三・追加）

（警察署長に対する援助要請等）

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全

の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（平一六法三〇・平一九法七三・平二八法六三・一部改正）

（調書）

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

（平一九法七三・追加）

（都道府県知事への報告）

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（平一九法七三・追加）

（行政手続法の適用除外）

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（平一九法七三・追加）

（審査請求の制限）

第十条の五 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

（平一九法七三・追加、平二六法六九・一部改正）

（行政事件訴訟の制限）

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起する

ことができない。

（平一九法七三・追加）

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

（平一六法三〇・平一九法七三・平二〇法八五・平二八法六三・一部改正）

（面会等の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる

行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

（平一九法七三・全改）

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（平一六法三〇・追加、平一九法七三・平二八法六三・一部改正）

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている

場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡しした場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（平一九法七三・追加、平二八法六三・一部改正）

第十二条の四 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を

更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

- 5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。
(平一九法七三・追加、平二三法五三・平二九法六九・一部改正)

(施設入所等の措置の解除等)

- 第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。
- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活す

ることを支援するために必要な助言を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(平一六法三〇・平一九法七三・平二八法六三・一部改正)

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

- 第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。
(平二八法六三・追加)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考すると

きは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。
(平一六法三〇・追加、平二四法六七・一部改正、平二八法六三・旧第十三条の二繰下・一部改正)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(平一九法七三・追加、平二八法六三・旧第十三条の三繰下・一部改正、平二九法六九・一部改正)

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、

児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(平一九法七三・追加、平二八法六三・旧第十三条の四繰下)

(親権の行使に関する配慮等)

- 第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。
- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。
(平二八法六三・一部改正)

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。
(平二八法六三・一部改正)

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の

監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（平二八法六三・追加、平二九法六九・一部改正）

（大都市等の特例）

第十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所

設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（平一六法一五三・一部改正、平二八法六三・旧第十六条線下）

（罰則）

第十八条 第十二条の四第一項（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令（第十二条の四第二項（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により第十二条の四第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平一九法七三・追加、平二八法六三・旧第十七条線下・一部改正）

第十九条 第十三条第四項（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（平二八法六三・追加・旧第十八条線下・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一二年政令第四七一号で平成一二年一月二〇日から施行）

児童虐待から子どもを守るための民法

子どもを育てることは親の権利であり、義務でもあります。親が子どもを育てる権利と義務は「親権」といって民法で規定されています。

親権規定について

【民法第 820 条】

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育する権利を有し、義務を負う。

【民法第 822 条】

親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

親権制限制度について

親権停止制度

【民法第 832 条の 2】

家庭裁判所は、父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときに 2 年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

親権喪失

【民法第 834 条】

家庭裁判所は、父又は母による虐待又は悪意の域があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときに親権喪失の審判をすることができる。

管理権喪失

【民法第 835 条】

家庭裁判所は、父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときに管理権喪失の審判をすることができる。

主な関係機関・相談機関一覧

【主な関係機関】★児童虐待通告先

名 称	電 話 番 号	時 間 帯
★佐世保市子ども子育て応援センター ・ 児童虐待通告 ・ 子どもに関する相談	0956-25-9705 0956-24-1111	平日 8:30～17:15
★佐世保こども・女性・障害者 支援センター（児童相談所）	0956-24-5080	平日、土日 9:00～17:45 虐待通告は 24 時間対応
★児童相談所全国共通ダイヤル	1 8 9（いちはやく）	24 時間 365 日
佐世保市教育委員会学校教育課	0956-24-1111 （内線 3113・3119）	平日 8:30～17:15
佐世保市青少年教育センター	0956-22-0781	平日 8:30～17:15
佐世保市子ども保健課	0956-24-1111 （内線 5451～5454）	平日 8:30～17:15
佐世保市障がい福祉課	0956-24-1111 （内線 5107・5110）	平日 8:30～17:15
佐世保市生活福祉課	0956-24-1111	平日 8:30～17:15
人権男女共同参画課	0956-24-1111 （内線 3221～3222）	平日 8:30～17:15
佐世保市子ども発達センター	0956-23-3945	平日 8:30～17:15
佐世保警察署	0956-23-0110	24 時間 365 日
相浦警察署	0956-47-5110	24 時間 365 日
早岐警察署	0956-39-0110	24 時間 365 日
江迎警察署	0956-66-3110	24 時間 365 日
新上五島警察署	0959-42-0110	24 時間 365 日
県北少年サポートセンター	0956-23-5660	平日 9:00～17:45
民生委員児童委員協議会連合会	0956-59-6115	平日 8:30～17:15
佐世保人権擁護委員会協議会	0956-24-4850	平日 8:30～17:15
長崎家庭裁判所佐世保支部	0956-22-9176	平日 8:30～17:15
長崎地方法務局佐世保支局	0956-24-4850	平日 8:30～17:15
法テラス佐世保法律事務所	050-3383-5516	平日 9:30～12:00 13:30～16:00

【配偶者や交際相手からの暴力などの相談先】

名 称	電 話 番 号	時 間 帯
配偶者暴力相談支援センター (佐世保こども・女性・障害者支援センター)	0956-24-5125	平日 9:00 ~ 17:45
県警本部ストーカー・DV 相談	095-820-0110 (内線 3043 または 3044)	平日 9:00 ~ 17:45
各警察署 生活安全課	左記を参照ください	24時間 365日
民間団体 DV 防止ながさき	095-832-8484	月・水・土 13時~17時 月・水 19時~21時
佐世保市	080-2794-8022	火 17時~20時
女性の人権ホットライン 長崎地方法務局・長崎県人権擁護委員会連合会	0570-070-810	平日 8:30 ~ 17:15

【友人関係・学校・しつけなど】

名 称	電 話 番 号	時 間 帯
佐世保市青少年教育センター	0956-22-0077	平日 8:30 ~ 17:15
ヤングテレホン (長崎県警本部少年サポートセンター)	なやむなひとよ 0120-786714 young786714@ezweb.ne.jp	平日 9:00 ~ 17:15
親子ホットライン (長崎県教育センター)	0120-72-5311	平日 9:00 ~ 20:50
子どもの人権 110 番 (長崎地方法務局)	0120-007-110	平日 8:30 ~ 17:15
地域若者サポートステーション佐世保	0956-22-5090	平日 10:00 ~ 16:00
みんなの人権 110 番	0570-003-110	平日 8:30 ~ 17:15

佐世保市子ども安心ネットワークの歩み

年 度	佐世保市の動き	国・県の動き
平成 12 年 11 月	「相談機関連絡協議会」を設置 (事務局：教育委員会青少年教育センター) 子どもの諸問題についての連絡・協議のため、学校、保育会、警察、市、子育て家庭課等 12 機関により設置	「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の成立
平成 14 年 3 月	「子ども安心ネットワーク委員会検討会」を設置 (事務局：子育て家庭課) 子どもの虐待に関するネットワーク構築の要望、子どもに関する検討会議の一元化の要望による。 15 団体により構成される「委員会」「検討会」の 2 層構造により設置	
平成 16 年 10 月以降順次施行		「児童福祉法」「児童虐待防止法」の改正 ・市町村の虐待相談対応、虐待通告窓口の明確化 ・要保護児童対策地域協議会の設置 ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
平成 18 年 4 月	「子ども子育て応援センター」開設 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」を設置 (事務局：子ども子育て応援センター) 児童福祉法に規定された「要保護児童対策地域協議会」として位置づけ、体制を強化	
平成 20 年	子ども未来部の創設 子ども子育て応援センターが子ども保健課の準課になる	児童福祉法改正（一部を除き平成 21 年 4 月施行）
平成 21 年		児童福祉法改正（平成 21 年 4 月施行） ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の法定化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化要保護児童に加えて、要支援児童及びその保護者、特定妊婦が支援対象になる
平成 23 年 11 月	児童虐待対応マニュアル初版作成	児童福祉法の改正（一部を除き平成 24 年 4 月施行）
平成 25 年	児童虐待対応マニュアル増刷	
平成 28 年	中核市へ子ども安心ネットワーク協議会委員会の委員に検察庁を加えた	・「児童福祉法」「児童虐待の防止等に関する法律」改正（一部を除き平成 29 年 4 月施行） ・児童福祉法理念の明確化 ・市町村および児童相談所の体制強化
平成 29 年	子ども安心ネットワーク協議会委員会の委員に子ども発達センターを加えた	子育て世代包括支援センターの法定化（母子保健法） 市町村子ども家庭総合支援拠点の整備（児童福祉法）
平成 30 年	児童虐待防止マニュアル【関係機関用】を改訂	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）

参考文献

厚生労働省 「子ども児童虐待防止の手引き」（平成25年8月改正版）

厚生労働省 「市町村子ども家庭指針」（平成29年3月）

文部科学省 「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」（平成19年10月）

厚生労働省 「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」（平成26年3月）

日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト 「子ども虐待診療手引き」

（平成18年4月 平成26年修正）

長崎県教育委員会 「学校と関係機関との連携マニュアル」（平成29年3月）

長崎県 児童虐待対応マニュアル（平成20年改訂版）

枚方市児童虐待問題連絡会議 枚方市児童虐待防止マニュアル（平成25年3月）

富田林市要保護児童対策地域協議会 富田林市児童虐待防止マニュアル（平成22年3月）

高知県児童相談所 児童家庭相談使用様式

安部計彦 加藤曜子 三上邦彦 編著 「ネグレクトされた子どもへの支援」

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省）児童相談所と市町村の共通

アセスメントツール作成に関する研究



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。



佐世保市児童虐待防止マニュアル

発行 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）
発行日 平成31年（2019年）3月
編集 佐世保市子ども未来部子ども保健課子ども子育て応援センター
佐世保市高砂町5番1号 TEL0956-24-1111（代）